

委員会議事録

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第1号 平成29年度光市一般会計予算（教育委員会所管分）

説 明：太田教育総務課長 ～別紙

質 疑

○仲山委員

193ページの下から4行目、コミュニティ・スクールコンダクター活用事業についてお尋ねします。

説明資料の33ページのほうに、配置されるコミュニティ・スクールコンダクターと連携して、各コミュニティ・スクールの水準向上や地域ネットワークの活性化を図るほか、研修会を開催ということで予算が上がっております。予算が去年と比べて小さくなっているその事情も含めて、29年度取り組まれる内容とその期待している効果あたりについてお伺いしたいと思います。

○和田学校教育課長

御質問いただきましたコミュニティ・スクールコンダクター活動事業について御回答いたします。

昨年度から減額されておりますけれども、それにつきましては、業務内容、事業内容を精選し、これまで全国コミュニティ・スクール研究大会に参加していましたが、平成29年度から視察をしないことによります減額となっております。

なお、このコミュニティ・スクールコンダクター活用事業の内容ですけれども、現在、校内コーディネーター、地域コーディネーターという方々がコミュニティ・スクールの柱として活躍をしていただいております。その方々の研修の費用ということで計上をさせていただきます。

以上でございます。

○仲山委員

大体わかりました。研修会の内容についてお伺いできますでしょうか。どんなこと。

○和田学校教育課長

来年度予定しております研修の内容ですけれども、山口大学の霜川教授に研修講師として依頼できればと考えております。霜川先生は、このコミュニティ・スクールにつきまして大変見識の深い方ですので、その方から全国の動向並びに今後の光市の方向性等につきまして御示唆いただけるものではないかと期待しております。

なお、霜川先生が難しいという状況になりましたら、そのほかの方で同じような指導

者を招聘したいというふうに考えております。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございました。より今まで光市のコミュニティ・スクールのほう結構成果を上げてきて注目もされていると思います。これからも、先進的な取り組みをしていただけるよう期待をしております。ありがとうございました。

もう一点よろしいでしょうか。195ページの一番上の段でしょうか、光地域英語教育研究事業、これは、2年前ぐらいからですか、これ取り組まれているかと思うんですけども、これまでのあれを踏まえて、ことしの取り組みについて何かお話いただけることがあれば伺いたいと思うのですが、金額のほうは少し減らされているかという状況かと思うんですけども。

○和田学校教育課長

光地域英語教育研究事業につきまして、御説明をさせていただきます。

この事業につきましては、平成27年度から文部科学省英語教育強化地域拠点事業の指定を受けまして、室積小、室積中、光高校が研究を進めているものでございます。本研究につきましては、平成30年度から先行実施されます小学校の新たな英語教育、それに伴います中学、高等学校における英語教育の目標、内容の高度化、英語教育に関する指導と評価の改善等につきまして、実証研究を行い、その資料を得るということで進めておるところでございます。

これからの外国語教育は、小中高の発達の段階を通じまして、言語や文化に対する理解を深めて、また、積極的なコミュニケーションを図ろうとする態度を育成することが求められております。

平成29年度、来年度が最終年度となるわけですが、聞く、話す、読む、書くの4技能と言われるものがございしますが、その4技能を小中高のつながりの中でバランスよく育成できるために、どのようなカリキュラムを構築すればいいのか、または、教職員の英語教育の指導力の向上と、教職員にどのような研究資料を提供すればいいのか、このあたりにつきまして、最終年度、研究を深めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

今、説明いただいたんで大変よくわかりました。そこで、これをモデル事業と考えていいかと思うんですけども、光市で引き受けて、この事業を行うということで、行った結果、光市にとって大変効果も大きいかと思うんです。教員の方がいらっしゃるということでもあるでしょうし、学校のほうにも蓄積されたものがあると。大変期待される所が大きい事業だと思いますので、そのカリキュラムという具体的なところにことし入っていくと思うんですけども、期待をしております。ありがとうございました。

○森重委員

1点だけお聞きをいたします。予算書の191ページ、また、当初予算案の中では47ページに示されております、光市教育開発研究所補助金の中の、今回研究課題の3項目の1つでもあります光市民学という、この調査研究を行うということですが、これについてちょっと詳しくどのようなことが行われるのかお聞きいたします。

○奥屋学校教育課主幹

失礼いたします。光市民学についてですが、現在、光市教育開発研究所におきまして、小中学校における光市民学についての学習のあり方の調査研究を行っているところです。そこで、この状況について説明をいたします。

まず、学校における光市民学とは、光市を愛し、そのすばらしさを発信できる子供、光の過去と現在を学び未来を語る、これを目指す子供の姿として取り組む教育活動でございます。

研究の2年目に当たる本年は、光市の自然、歴史文化、市民生活、未来という4つのテーマについて、14の実践事例を作成いたしました。この実践事例には、光市に関する具体的事象を簡単に紹介するとともに、子供の興味や知的好奇心を喚起し、多面的に追及できる多くの学習テーマを掲載しております。この事例集というのは、一つの項目がA4見開きになっており、児童生徒が授業や学校における活動の際に、教材として使用するだけでなく、例えば、光市に赴任したばかりで、光市のことをよく知らない教員にとっても有用な資料となるように考え作成しております。

ちなみに、本年度作成した事例集には、島田川、虹ヶ浜、おっばい都市、光市のスポーツ振興、人口推移、光市の歴史文化、光市の祭りなどがあります。光市を学習材として学ぶことを通して、社会の中から課題を捉え、解決しようとする力や積極的に地域社会に働きかける力などを育みたいと考えております。

また、この研究は、来年度も継続して深めていくことができると現在考えているところであります。

以上です。

○森重委員

ありがとうございました。光市を学習材としてしっかり学んでいくということは、これから人口定住、いろいろそういう意味でも大事なことになってくると思います。

また、光市の教育大綱も示されまして、その中に、また教育ブランド光の創造という、そのような具体的な取り組みの一つでもあろうかと思っておりますので、しっかりよろしくお願ひしたいと思ひます。

光市のこの教育開発研究所を、光独自の取り組みということで、しっかりもう何年になりますか、かなりもう長い間になると思ひますけれども、いろんなことを研究調査されて、それが今現在、光市のやはり教育というものにも大きく貢献ができていふんじゃないかと思ひますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

以上です。

○河村委員

189ページの職員給与費等の中の嘱託給、サポーターを含めて29人で5,386万2千円、ちょっと安いような気がするんですが、ちょっと年齢構成を、皆さんが定年退職じゃないような気がしておりますので、それをお願いをしたいのと。

191ページの中段、山口県ひとづくり財団奨学資金、金額的には35万5,000円ですが、ちょっと中身を教えてください。光にも、奨学金の取り扱いがありますから、どういうふうな兼ね合いをされておるのか。

それと、一番その段の下段で、特別支援学級の校外活動費、どのような活動を今されておるのか。

それから、最下段のスクールライフ支援事業の中で、社会福祉士の報奨金、ソーシャルワーカー3人分というお話やったんですが、どういったところの方が来られるのか、最近、社会福祉士というのは、物すごいようけ数がおられるんで、どういったところの方がやられるのかということです。

以上です。

○太田教育総務課長

御質問何点かいただきましたが、まず最初に、嘱託職員の年齢構成でございます。教育開発研究所の主任研究員は60代で、コミュニティ・スクールのコンダクターや教育担当につきましても60代でございます。光っ子サポーターにつきましても、年齢的には20代から60歳ぐらいまでの方を雇用しておりますが、人数が21人と多いので、個別に説明するのは省略させていただきますけれども、それと、スクールライフ支援員につきましても若い方から60歳程度の方までいらっしゃいます。嘱託職員の年齢につきましても、以上でございます。

次に、ひとづくり財団でございます。ひとづくり財団が奨学金の事務手続きを行っております、これに対する負担金でございます。

内容的には、その貸付に関する事務的な経費を市のほうが一部負担しているところでございます。

○和田学校教育課長

それでは、私のほうから特別支援教育の校外活動費について御説明させていただきます。小中の特別支援学級の児童生徒が校外活動を年に数回行っております。その活動費としての支援でございます。

具体的に申しますと、宿泊学習、または特別支援学級の児童生徒が一堂に会した、例えば遠足でありますとか、自然体験学習でありますとか、そのような校外での活動に対する支援でございます。

続きまして、次の質問であります、スクールソーシャルワーカーのスクールライフ支援事業でございますけれども、現在3名のスクールソーシャルワーカーをお願いしております。この方々がいわゆる社会福祉士と言われる方々ですけれども、山口県が委託しています方を光市が招聘してきていただいている状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

囑託給で規定どおりというようなことなんだと思いますが、結構、光っ子サポーターのほう長くやっておられます。結構長くお勤めになられる方があるのかないのかちょっとよく確認はしておりませんが、ついでにじゃあ年数を聞いてええですか。どの程度の勤務体系で何年ぐらいもうお勤めか。

○太田教育総務課長

雇用の年数だという理解しております。光っ子サポーターにつきましては、28年度でいいますと、新規の方が6、7名いらっしゃいまして、今手元にある最長の方でいいますと、6年、7年という雇用期間となっております。

以上でございます。

○河村委員

恐らくそういうことも想定をされながら、やはり、給与についてはある程度考えてあげる必要があるんだろうと思います。ちょっと実態をもう少し確認をしていただいて、最近では、同一労働、同一賃金というような話もありますので、そのあたりのところもどっかで考慮しなければいけないのではないかと思いますので、御検討のほど、あるいは実態調査をちょっとしていただいたらと思います。

それから、ひとつづくり財団なんですが、ちょっと中身について言うちやあなかったんですが、市の奨学金との兼ね合いについては、どんな状況なんでしょうか。同じ条件でやれるということであれば、市の出費は要らんで済むというようなことになるわけですが、そのあたりはどんなですか。

○太田教育総務課長

まず、貸付の額を簡単に説明いたしますと、国公立の高校ですと、ひとつづくり財団は1万8,000円に対して光市は1万5,000円となっております。大学の国公立でいいますと、財団のほうが4万3,000円、光市においては3万5,000円、大学の私立においては、5万2,000円で、光市は3万5,000円といった状況でございます。

それと、同じような制度であれば、事業を整理したほうが良いのではないかという御提言をいただいております。奨学金でありますけども、これは、就学がなかなか困難な方に対して、光市奨学金条例を制定して、学資の貸付を行っているところでございます。第2次光市総合計画の中にも、人間性を育み、可能性を高めるためにというのを重点目標の1つに掲げておりますし、こうした目標実現のためにも、光市の姿勢として、市独自の奨学金制度を継続して実施すべきではないかと考えております。

ひとつづくり財団につきましては、これは、あくまでも県の制度でありますので、市の姿勢として、市の独自の制度を持つということも大事ではないかと考えております。

また、制度が幾つかある中で、やはり利用される方は選択の幅が広がるわけでありま

すから、そういった面でも利便性の向上が図られるものと考えております。
以上でございます。

○河村委員

重複で受給できるの。

○太田教育総務課長

重複で借りることはできないようになっております。

○河村委員

だと思います。それで、向こうのええとこ、うちのええとこあると思いますがね、金額的にはひとつづつ財団のほうが金額がでかいですから、大きい方に合わせてあげるとええんですね。同じような手続が恐らく要るんでしょうから、そういう方向性、ちょっと中身についていろいろ勉強していただいて、今後の検討材料にさせていただいたらと思います。

それから、ちょっと済みません、これ私も特別支援学級については余りよくわからないんですが、各学校に持っているものですか、それとも、例えば、支援学校の話がこれはされているんでしょうか。学級だから、各学校の中にお持ちの学級なんですよね。それを、一堂に集めてということになるのかどうか知りませんが、遠足とか、できるだけ数が多いほうがええとは思いますが、これも実態をよく見ていただいたらなと思います。金額的には、そんなに大きな金額ではありませんし、泊りがあるということだから、少ないんだろうとは思いますが、ちょっとまた今度お尋ねしますのでよろしくお願ひします。

それから、社会福祉士の報奨金なんですが、県の委託というのは、個人なんですとか団体なんですとか、ちょっとそこだけ教えてもらっていいですか。

○和田学校教育課長

ただいまの御質問でございますけれども、このスクールソーシャルワーカーは1度派遣するごとに費用がかかります。回数によって費用がかかりますけれども、これは、県と市が分担して負担しておるものでございますので、その市が分担するべきものを回数によって支出しているということでございます。

以上でございます。

○河村委員

ちょっと意味が通じなかったですか。ソーシャルワーカーさんは、個人で受けてんですか、それとも、例えば何とかという団体の中に県のほうから委託があって、そこから派遣をされてくるのかというふうに聞いたと思うんですが。

○和田学校教育課長

このスクールソーシャルワーカーにつきましては、やまぐち総合教育支援センターのふれあい教育センターに在籍という形をとっております。そのふれあい教育センターと連携を図りながら、必要に応じて派遣していただいている状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

ありがとうございます。結構やり手というか、慣れた方がやっぱり望ましいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、教育諸費にいきましょうか。私学振興対策事業ということで、補助金と利子補給とに分かれておるんですが、新しい校舎を建てられて、私が知らんだけだろうと思いますが、この間、今寄附についてのいろいろ話が出ておりましたが、現実的な費用を、要は借入れをして返済をすると、こういうことになるわけですが、そのあたりの状況はもう説明はしっちゃったんですか。ちょっともし何じゃったらその辺の説明をしていただきたいのと、補助金というのは、ちょっとよう理解ができませんが、何か特別の目的を持った補助金なんですか。

○太田教育総務課長

まず、借入れ等に関することでございます。このたびのこの予算に計上しております337万3,000円につきましては、聖光高等学校がこのたび新校舎、体育館を建設いたしました。その民間金融機関に借入れるものに対する利子補給でございます。これにつきましては、借入額は6億6,000万円と聞いております。

全体的な事業費やその他経営状況につきましては、これは学校法人のことでございますので、今詳しいことにつきましては、手元に資料がございません。

以上でございます。

○河村委員

補助金は。

○太田教育総務課長

補助金につきましては、今年度291万6,000円という金額の補助をする予定にしております。これにつきましては、過去からも私学振興の補助ということで行っておりまして、聖光高等学校、光市で唯一の私立高等学校でありますので、安定的、長期的な運営ができるため、あるいはまた、教職員等の資質向上のために補助金を支出しているものでございます。

以上です。

○河村委員

最初に振興融資利子のほうからいみましょうか。6億6,000万円で銀行からの借入れの利子をと、こういうお話だったんだと思うんです。民間と言ったら余計気になるん

ですけど、税金からお金を払おうと、こういう話をするのに、その経営状況には立ち入れないとか、当然、私学とはいいいながら、会社の経営者と一緒だから、総予算がこれだけかかって、自分の自己資金がこれだけあって、返済をと当然考えておられるんだと思うんですが、そういう状況について、まるきりかかわらずに、利子補給だけ出ていくというのは、どうもちょっと納得ができませんが、もうちょっとあれじゃないですか、詳しい内容が言えりゃせんですか。

それから、補助金のほうなんですけど、学校の安定運営と教職員のと、これ何、通常は高等学校じゃから、市役所のほうから補助が出ていく状況にはないのよね。それを、その補助金を出そうというんじゃから、何か市に関係のあるような名目というか、目的がないと、ちょっと難しいんじゃないかと思うんです。どうも、このとこずっと一番心配なのはなれ合い、全てがなれ合い。で、そのなれ合いをちょっとどっかで切ってあれせんと、このままじゃちょっと具合が悪いような気がしてますので、利子補給と、それから補助金についてももう一回ちょっと詳しく教えてください。

○太田教育総務課長

まず、学校法人の運営状況について、市のほうが知らないのではというところについてでございますけども、聖光高等学校の理事会等につきましては、市のほうから、市職員のほうが理事会に出席しておりまして、そのあたりの建設のこと及び学校の運営に関することについては、きちんと聞き及んでおります。

それと、補助金が本来は高等学校については市が補助するものではないというところの御質問でございますけども、聖光につきましては、本市の唯一の私立の高等学校でありまして、地場産業振興に関する教育に重点を置いて、地域企業に必要される人材育成に努めております。また、人口定住への期待ということで、例年100名程度の卒業生が地域企業に就職しておりまして、光市の人口定住の貢献も期待されているところでございます。

それと、地域経済の波及効果という点もございまして、多くの生徒が市外から通っておりまして、通学に伴うさまざまな交通機関であったりとか、商業施設等の利用もございますので、そういったこともあろうかと思っております。

また、シティセールスという面で考えますと、平成24年度には、サッカーが全国大会に出場いたしましたし、このたび、皆様御承知のとおり、柔道で全国優勝するといったことなどもありまして、光市ということが、県内のみならず、全国にも、その名前が知れ渡るといようなこともございます。

それと、あと地域貢献という点で考えますと、このたび新しく建設しました校舎については、災害時等に地域の住民が緊急避難できるように、グラウンドのほうから体育館に入れる、そういったようなつくりもしておりまして、地域貢献もしております。こういったもろもろあるわけですけども、そういったことを全体的に勘案して、光市は光市として私学振興に努めているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

あんまり長うやってもあれだから、要望にしておきますが、地場産業の振興とか定住というところでいうと、この間、柳井に行ったときに、柳井の福祉の関係の会合じゃったんですけど、聖光の生徒が中へ入っていろいろなことお手伝いしたり、参加しよって、うちなんかで、要は当日、当日というのはあくまでもお客さん、仕事をするときには当日参加というのはお客さんで、やっぱり事前準備をすることが大事なんで、そういう子を3人ほど柳井でおっちゃったんだけど、せっかくうちも福祉コースやったかな、そういうのを持っておられるんで、もう少し具体的に中へ入っていろんな参加をしていただくと喜ばれるかな。それから、就職も、当然結構市内にする方がたくさんいらっしゃるんで、さりとて、じゃあ今の学校行きよる子供の中で光の子が何ぼおるか、結果的には。要するに、できたから光の子がそのまま入ってそのまま卒業してというふうになってくれるとよいよありがたいわけですが、結構今市外からの生徒が多いんで、ほいじゃけえって、せっかくうまくやっておられるところは別にそれで悪いとは言いませんが、そういうところの兼ね合いを含めて、本当に今、さっきコミュニティ・スクールがでてきましたけど、何となく最近コミュニティ・スクールがうまくいき出したんですね、元に比べると。だから、そういう意味じゃあ、いろんなことに生徒を参画させることでもっとうまくいく可能性も高いんで、そういうところをちょっと御留意をいただいたらと思います。

それから、理事会に出るといのはもう当たり前の話で、理事会に出る人がおるから、じゃあ今説明員の人知らんでもええといのは、どうもそれはちょっと違うんじゃないね。説明員の人それが説明できるように、今日は揃えんにやいけんのんで、また今度ちょっとこの中身については勉強させていただきたいと思います。

どうも、要らんことよ、今災害の話をちょっと言うたから、グラウンドから入れると、こういう話をされたんですが、あのグラウンドは借りもんなのいね。この間、南の門をやりかえっちゃったんだよね。それで、おっと思ったら、外へちゅうのは、グラウンドの持ち主のほうへもう移動させちよってやけえ、それでちょっと苦情言うたら、いやそんなことはありません、絶対そんなことはありませんとこう言うから、ちょっと学校の姿勢が悪いのと思って、ちょっとこれは言うちよっちゃらんといけんと思うて、その程度にしちよきます。

補助金については、ちょっとやっぱりもう少し中身を詰めて補助できるような形に改めちよかんと、どっかから指摘を受けたときには、ちょっと今のままじゃあ具合が悪い、どうしても市にとって必要なというふうな、いろんな研修とかを含めて生徒の、何か中身をもう少し市が支援して、当然じゃというふうな形がとれるようにぜひやっていただけたらと思います。要望しちよきます。

説 明：太田教育総務課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

201ページの就学援助費のことですけれど、これは、一定の水準以下の児童の援助する金額が予算と思いますが、光市では、入学前の支給援助準備金というのは、どの程度行っているのでしょうか。これも、これに加わることなんでしょうか、お願いします。

○太田教育総務課長

就学援助の御質問であります。入学準備金という言葉は委員の方からいただきましたけども、新入学学用品費として就学援助で支給をしております。それでは、新入学学用品費と入学準備金の違いでございますけれども、これは、入学準備金につきましては、一般的に新入学学用品費の前倒しの支給を指しております。支給の時期の相違であるということでございます。光市におきましては、新入学学用品費としまして7月に支給をしております。

以上でございます。

○田邊委員

今、全国の自治体が入学前に支給するような形でとっておるようなことを聞いたんですけど、少なくとも112の自治体は今広がっております。光市でもそういうことは行うような形にはないのでしょうか。この先の考え方としてどうなんでしょうか。

以上です。

○太田教育総務課長

新入学学用品費の前倒し支給のことについては、全国の自治体のほうで、様々な取り組みを研究をしようとしているところがございます。国におきましても、今現在、制度上は、今光市が行っているところが本来の制度でありますけれども、入学準備金の様々な議論が起こる中で、国のほうも少しその制度のあり方について検討しているようがございます。

今後の光市ではどうしていくかということでございますけれども、現状としましては、今、県内13市の中で入学準備金として支給をしている自治体はございません。とはいいいながらも、やはり入学の準備をする際、1月、2月、3月の必要な時期に必要な支給をするということは、やはり重要なことではございますので、この点については少し整理をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

光市の基準は生活保護の基準の1.5倍と聞いております。他市は1.2倍で、光市はかなりいいような状況とは思いますが、それを含めて、一定の水準以下の家庭が入学に困らないように、光市も今後とも前向きにやってもらいたいと思ひまして、私の質問は終わります。

○太田教育総務課長

ただいま、生活保護基準についてのことでございました。

光市は現在、生活保護基準の1.3倍でございまして、県内の自治体におきましても、13市においては基本1.3倍という状況にございます。

以上でございます。

○田邊委員

済みません、1.5倍と間違えました。

先ほど言われたように、今後とも前向きに検討されるということをお聞きしたので、この点はよろしく願います。

以上で終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○中本委員

それでは、簡潔明瞭に質問をいたしますので、よろしく願いをいたします。

197ページ、土地の借り上げ料、これは三井小学校であります、もう何十年前から借り上げ料を払っております。契約については単年度契約でいくのか、あるいは見直しの時期があるのか。

もう一つは、どこかの時点でけじめをつける、土地を買うのか、あるいはずっと永久に借り上げ料でいくのか、そのあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

○太田教育総務課長

ただいま委員さんのほうから御紹介がございましたように、土地借り上げ料は、三井小学校等の借り上げについてでございます。

見直し等のこととございますけれども、御承知のように、固定資産税につきましては3年ごとに評価替えがございますので、借り上げの額につきましては、その3年間は同額ということになっております。平成25年度から27年度までは同額でございましたけれども、28年度から30年度の3年間につきましては、また額の変更となっております。

けじめという表現でございましたけれども、買うのか借りるのかというところでございます。委員さんの方からは、以前からこの土地借り上げ料について、安定的な学校運営をするために、やはり購入すべきではないかといったような御提言、御指摘をいただいております。

状況といたしましては、土地の所有者とお話をさせていただいているわけですが、売却する意思はないということ、明確に御返事をいただいております。

ただ、お話をする中で、代替地があれば多少考えるといった、そういったニュアンスの発言がありましたが、広大な土地でありますので、今現在、市所有の適当な土地がないというのが現状でございます。

引き続き機会を見て、土地の所有者とは話をしてみたいと考えておりますが、なかなか難しい状況にございます。

以上でございます。

○中本委員

御回答いただきました。

ずっと代替地があればというような話でありましたが、今現状では、売却の予定はないということですので、地権者世代交代しますので、そのあたりを明確に契約書に明記しながら、今後いろんなトラブルが起きないように対策も必要かなというふうに思っておりますので、相当な土地の広さでありますので、ずっと借りなければ、学校運営もできないわけですので、その辺はよくわかっていらっしゃると思いますので、よろしく願いをいたします。

ちなみに、何年前からでしたかね。わかれば、もう20何年、30年ぐらい……。 (発言する者あり)

○太田教育総務課長

いつからということが明確にはわかりませんが、市が所有する一番古い記録でいいますと、昭和28年度から借りている土地でございます。(「そうやったね」と呼ぶ者あり)

○中本委員

わかりました。開校からだというふうに、あの当時の増設、三井小の子供たちが増えるということで校舎の増設もあったし、運動場が狭いということで、そういう形になったというふうに思っております。

じゃあ、できるだけいい方向に向かうように御努力をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それからもう一つ、就学援助費なんですけど、かなりの持ち出しが大きくなって、一時は5,500万円まで事業が上がっておりましたが、生徒数の減とかということで、今のところ4,800万円前後で推移をいたしておりますが、どれぐらいの対象として考えておられますか。

○太田教育総務課長

就学援助の対象者でございます。これにつきましては、小学校費で申しますと、学用品費、給食費につきましては700人程度を予定をしております。

以上でございます。

○中本委員

わかりました。

支給対象者が国の指導では、何というか、二通りあったような気がするんですけども、要保護者、準要保護者というようなんがありまして、そういう中身があったような記憶がいたしておりますが、光市ではその対象者は、準保護者というかな、そういうことも含めて検討されていたことありますか。

○太田教育総務課長

ただいまの御質問でございますけども、要保護者というのは、言葉を置きかえれば、生活保護者ということになります。準要保護者、これにつきましては、生活保護基準の1.3倍未満の方が準要保護者という使われ方でございます。

以上です。

○中本委員

わかりました。

規則の中で、平成16年合併したときに、16年度の10月4日から規則が改められました。そのときの支給金額を明記しております、規則の中に。

その支給の金額の見直しというのは、そういうことも考えていただけるんですかね。そのときの経済状況に合わせて、支給額の見直しとかいうこともあり得るんですかね。ちょっとお聞きいたします。

○太田教育総務課長

就学援助の各費目に対する額というのが、国のほうから指針が出ておりまして、光市につきましては、国と同じものにしております。

以上でございます。

○中本委員

というのは、今まで国の指導に基づいて支給額を決めたということですが、単費で単市でやりますので、もちろんもう国の補助が17年度に切れたというふうに思いますので、持ち出しが全部単費、単市でありますので、上がって支給額が増えて事業が伸びていくちゅうのは、状況の中でやはり困った方たちにいろんなことのお助けをするということは当然でありますので、こういう公正な審査を当然されるというふうに思います。

見直しができる状況であれば、見直しをする必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、ただ近隣とかいろんな状況を見ますと、光市は非常に支給対象者が、何か多いんじゃないかな。その中身がいけんとかいう意味じゃなくして、その辺の審査をしっかりと明確にやられるというふうに思っておりますが、より公平公正に審査されていると思いますが、そのあたりをしっかりと考えながら、対象者に対しまして、十分という言い方がいいのかどうかわかりませんが、よろしく願いをいたしまして、私の質問を終わります。

以上であります。

○河村委員

195ページの小学校費、中学校費でも恐らく一緒だと思うんですが、樹木の消毒・剪定委託料というのがあります。前から気になっていたんですが、学校用務員の中で気のきいた人じゃったら、どんどん自分で切ってやっていただきよったんですが、今、小学

校も中学校もほとんどネットで校内を覆っているというか、区別をしてありますので、わざわざ剪定をするほどのものは要らないんじゃないかなと思うんですね。

ずっと長く、これ両方を合わせると相当な金額になるんで、余り自然のないところで切るっっちゃうのはどうかとは思いますが、通常今、光で置かれている中では、自然のないとこっちゃうのほとんどないんで、わざわざ消毒はともかくとして、剪定をするというのはどうかと思うんですが、その辺のちょっとお考えを示してください。

○太田教育総務課長

樹木の消毒・剪定の質問をいただきました。

確かに、各小中学校におきまして、かなり大きな木々が生えております。

この委託料につきましては、そういった職員で対応できない樹木等の伐採等の経費でございます。この樹木があるというのが、やはり環境の面からという点と、あと各小中学校、グラウンド等がございますので、その砂の拡散防止のために設置しているものも多くあります。

ただいま委員のほうからは、そういった樹木がもう要らないのではないか、伐採したほうがいいのではないかというような御趣旨の意見をいただきましたけれども、やはり先ほど申しましたように、環境整備と、あと砂等の飛散防止のために必要なもの、樹木ではないかというふうにも考えております。

以上でございます。

○河村委員

砂といっても大きなグラウンドで、この樹木があろうがなかろうが、そんなに影響はないんですね。 ちょっとお願いしちょきますから、これについても検討材料にしといていただきたいなど。それに合わせて、最近、グラウンドの芝生化というのを結構よそでは取り組んで、まだ光ではやっていないようですが、これについての何か考え方をもちですかね。

○太田教育総務課長

グラウンドの芝生化の御提言でございますけども、過去から一般質問等におきましても、グラウンドの芝生化の問題が取り上げられております。

一般質問等では、保育園や幼稚園など、小さいグラウンドの中の芝生化をしたらどうかというところの御意見をいただいております。

確かに、小中学校のグラウンドがあるわけですから、この芝生化ということは考えられるわけですが、調査をしてみますと、その維持管理が大変であるということ、それを整備、整理していくためには、やはり多くの人手も要ることがございます。

それと、芝生の中に何か小さいものを落とした場合に、それが見つかってこないというような問題もあります。

具体的に、小中学校のグラウンドの芝生化につきましては、具体的な検討はしておりませんが、きょう御提言をいただきましたので、そのあたりも少し整理をしてみた

いというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

よろしく申し上げます。

何か最近の、要はグラウンド用の芝生というのは、結構単価も安くて、失敗も余りしないということをちょっと聞いたりしたんで、ぜひ検討していただけたらと思います。

その下に、フッ化物洗口業務委託料というのがあるんですが、これはちょっと何かお尋ねしてええですか。

○和田学校教育課長

フッ化物洗口業務委託料につきましてですが、小学校におきまして、給食後に全児童が、このフッ化物で洗口するという取り組みを従前より行っております。その委託料ということでございます。

以上でございます。

○河村委員

いや、何ちゅうんじゃったかいね、ありゃ。うがいをする薬のことを言うてんじやろうと思うんじゃけど、委託なの。

要は、買うんじゃないんかね、単に。委託なの。誰が来て指導するん。

○太田教育総務課長

学校で使っております薬剤につきましては、教育委員会のほうで購入しております。これは委託料でございますので、11校に対する歯科医師の指導等の委託料でございます。

○河村委員

ちょっとこれ、名前そのもの忘れてしもうたんですが、もう十分に効果はあらわれていると。こういうところまでいったと私は理解しておったんですが、まだ、要は洗口の指導をせんにゃいけんかという。

よそのところでも、前やったところがあって、ある程度の効果とかというものも、もうあらわれているような気がするんで、そろそろ検討材料ではなかろうかなと思います。委託料までせんにゃいけんかという問題を含めて、ちょっと検討していただけたらと思います。

それから、197ページの児童の通学費の補助で5万8,000円、大した金額じゃないんですが、いつじゃったか、何か旧立野小学校からの通学については、やめるというような話がちょっとあったんですが、これは何がどういう状況なのか、ちょっと教えてください。

○太田教育総務課長

通学費補助金の御質問でございます。

周防地区につきましては、従前は通学費、バス代の補助をしておりましたけども、年次的に縮小しております、27年度と28年度で縮小をかけまして、29年度からは周防地区の通学費補助は廃止としております。

ここに予算上上がっております5万8,000円につきましては、室積小学校の通学費の補助に対応するものでございます。

以上でございます。

○河村委員

室積小学校のものの補助ということで、ちょっと気になるというのは、今から学校の統廃合を進めていこうと話をしよるんですが、従前の、伊保木小学校のやつがまだ残っちょるんじゃないだろうと思うんですが。

じゃあ、周防小学校のこういう通学費をやめるということの影響、今じゃあ、大和地域、あるいは周防もそういう状況が来るかもわかりませんが、学校の統廃合をしようというときに、抵抗勢力になりやしませんかね。

やはり距離があるから、そうはいいながら、人口が減った、生徒が減ったからということで統廃合を進めていくわけですから、距離がある通学をする人に対する支援を、余り切っちゃいけないような気がせんでもないんですよ。

ちょっと1回、そういうものを、これから今の学校の統廃合を進める上の中において、ちょっと検討をしていただけたらいいかなと。

いつやったですか、あそこの立野地域から高学年の子供たちが、歩いて周防小学校へ行く日にちを設けたりしてやっていたんで、ああ、そりゃええことじゃなと半分は思いながら、さりとて、じゃあ小学校1年生から2kmを超えるような通学が、それがいいのかどうかというのをひっくるめて、ちょっと1回検討していただけたらと思います。

それから、その下、小学校の施設整備のところ、トイレの改修をしようということですから、ええことなんです、洋式トイレというと、最近ウォシュレットが出てくるですね。最近もうホテルへ行ってもどこ行っても、もうウォシュレットのないホテルちゅうのはないんですね。

そういう意味じゃ、そろそろ今度新しくしていくときに、そういうものも必要なかなと思うたりはしよるんですが、何かそういう基本的な考え方をお持ちですかね。

○太田教育総務課長

トイレのウォシュレットの件についてでございます。

確かに、委員さんが言われますように、一般家庭におきましては、ウォシュレットがついているのがおおむねでございます。

ただ、学校現場におきましては、やはりウォシュレットまでやっていくとなりますと予算がかかりますし、当然その故障等に対するメンテナンス費用もかかってくるようになります。

また、今、便器の数でいいますと、600を超える便器数がございますので、それは将

来的に洋式化を進めた場合に、若干数は少なくなってくるとは思いますが、何分数が多いということもございます。

しかしながら、委員さんが言われるように、ウォシュレットはもうトイレで日常的に使われるということもありますので、そのあたりも少し御意見としては参考にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○河村委員

検討材料にさせていただいて、すぐにできなくても、電気を引っ張る工事をやる際にあわせて、そんなことができるのかどうかということを含めて、ちょっと検討材料にさせていただいたらと思っております。

教育振興費の中の図書購入費、小学校、中学校とも図書購入費があるんですが、昔に比べると、今、図書室の利用については、物すごいようになったと思っております。

毎年しかし、このぐらいの金額の図書を購入するということになりますと、どういう状況が起きているのかな、ちょっと私に想像ができませんのですが、当然古い図書も含めて、いっぱいになってくると思うんですよ。

やはり子供が目先のきいたものを借りたりするケースというのは、結構共通のような気がするんで、買い方についての何か考え方があるんですかね。

○太田教育総務課長

学校での図書の選定でございますが、学校のほうには司書教諭と図書指導員がおりまして、これらが協議をしながら本の選定をしているところでございます。

○河村委員

もう全くお任せをしているということなんですか。

この333万円、中学校と合わせると何ぼかいね、600万円近い金額になりますが、例えば司書が集まって、中学校なら、中学校1年生ならこういうとか、小学生ならこういうとか、そういう方針めいたものというのはなしに、しかも最近ちょっと本屋事情というのがよくわかりませんが、購入方法ちゅうのは、どねえやって購入しているんでしょう。

○太田教育総務課長

選定につきまして、先ほど司書教諭と図書指導員が協議してと説明をいたしました。

当然、個々の学校につきましては、それぞれの学校の者が選んだりするわけですが、その前段として、例えば司書教諭が集まったりとか、図書指導員の集まりというものをしております。その中で、どういった図書を購入すべきかというような協議はなされております。

○河村委員

図書指導員とか司書がおるんで、1回図書館を含めて、何か指針みたいなものが要る

んかな。

コミュニティセンターにも図書がたくさんあるんですいね。前は図書館で要らんようになったものを、皆持ってきて並べちゃったんですが、それじゃ、誰も見んのじゃいね。

新しいの、やはり購入する。しかし、やはり買い方の問題ちゅうのは結構あるんで、その辺のところ、1回よく図書館と一緒に協議をしていただいたらと思いますので、お願いをいたします。

○稚山図書館長

図書館の情報でございますが、先ほど委員さんの御質問がございまして、図書館と学校の連携ということで、参考までにお知らせをしたいと思います。

学校の図書指導員さんと、年度初めに1回会合を持っております。

それと、随時、図書館の方法、また学校の貸し出し、本の整理の仕方などの情報を交換しながら、うまく連携をとっていきたいということで、今後もそのようなことは引き続き実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○和田学校教育課長

学校教育の立場から、つけ加えをさせていただけたらと思っております。

この図書購入費でございますけども、各学校に児童生徒数に合わせて検討した上で、配分されております。その配分されたものにつきましては、図書指導員、そして図書司書教諭、またそれぞれの学年にどのような本が、その学校の児童生徒に必要であるかという検討を行っております。

そして、それを集約しまして、限られた予算でございますけれども、その中でそれぞれの学校の実情に応じた本を選び、そして購入しているというところでございます。

学校におきましては、毎年購入しなければならない図書もございます。また、数年に1回買えばいいというような図書もございますが、そのようなところは、先ほど図書館長からの御説明もありましたが、光市立図書館にお願いをして、必要な図書をまとめて学校のほうが借りるといような取り組みもしております。

特に、小学校におきましては、調べ学習というものを行っておりますので、その際には、同じような種類の書物がたくさん要りますので、その場合は、光市立図書館や他の学校と連携を図りながら、この図書の活用をしておるとい状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

ありがとうございます。

最近、特に小学校、中学校の連携で授業等をやっておられて、傾向的にはいいことだと思うんですが、私のおる光井でいえば、小中ずっと1校しかありませんので、特段の支障があるわけではありませんが、島田のようなケースでは、いろんな大変なことがあるんだろうと思うんですが、幼稚園と小学校との連携というようなことは、何か考えら

れたことがあるんですかね。

○和田学校教育課長

幼稚園と小学校との連携した取り組みについての御質問でございますけれども、これにつきましては、光市におきましては連携・協働教育を推進しております。公立・私立問わず、その校区にございます保育園・幼稚園と小学校の連携は、今進めておるところでございます。

具体的に申しますと、教職員同士の合同の研修会、または園児・児童の交流活動、このようなことを進めながら、滑らかな接続というものを目標にして取り組んでいる状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

教育でいえば、幼稚園ならそういうことでええわけですが、保育園とも何か同じような形でやられるんですか。

○和田学校教育課長

先ほど御回答させていただきましたけれども、保育園、幼稚園、公立、私立問わず、校区にあります保育園、幼稚園とも交流を進めている状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

わかりました。

ちょっと中学校体育連盟でお尋ねをさせていただいたらと思うんですが。

校区外の、要は通学について、どのようなお考えをお持ちか。

ちょっと聞くところによると、市外からもそういうケースで、学校の先生を募ってきてくれることは大変ありがたいと思うんですが、先生ずっと一生そこへおるわけじゃありませんので、異動をされるんで、その辺のことを含めて、ちょっとどういう、方針とか何かそういうものがあれば、ちょっとお話をさせていただければ。

○和田学校教育課長

ただいま、区域外就学につきましてはの御質問であったと思っておりますけれども、この件につきましては、平成21年3月26日の教育委員会会議におきまして、就学学校変更許可基準及び区域外就学の許可基準に、「部活動の選択等、教育的配慮が必要な場合」という許可基準を加えることを承認されました。

それ以後、光市におきましては、この部活動の選択等におきまして、就学学校変更並びに区域外就学の許可を進めておるところでございます。

この許可基準というものがございまして、まず1点目でございますけれども、原則としまして、中学校入学当初の申請に限るということです。

2点目は、他の事由が生じない限り、3年間当該学校に通学するというのが2点目。
3点目は、就学先学校の当該部活動指導教諭等が継続して勤務する保障はない。
以上、3点を許可基準としておるところでございます。
以上でございます。

○河村委員

そういったところで、以前にもお話をしました、外部指導者についてのその話になってくるんですが、何ちゅうんですかね、スポーツ全般について、学校の教師が手なれた人であれば特段の問題ないわけですが、覚え方を変に覚えてしまうと、それを取りかえすことはできない。

ええ指導者に恵まれたら、その子の成長ちゅうのは著しい成長があるということで、できることなら、外部指導者をどんどん進めていただく。そして、その外部指導者には、きちっと教育現場の研修を行うというような形で取り組んでいただくと、周りを含めて結構理解が膨らむのではないかなと思っております。

意外に学校現場では、外部指導者についての抵抗が大きいんですよ。それを、何ちゅうんですかね、部活動は子供言うことを聞かせるための材料でも何でもない。もう少し部活動について一生懸命取り組むというか、一生懸命は取り組んでおられるんですが、取り組み方をちょっと考え方を変えていただく必要があるんじゃないかなと。

これから子供の数がどんどん減っていきますので、単一の中学校では部活動ができないというケースも出てくるんだと思うんですね。

例えば、光井であれば、室積中学校と一緒に部活動を構成するとか、あるいは所によっちゃあ、もう市内全部1つにするとか、そんなところもあるんじゃないかと思うんですが、そんなことについてのちょっと検討はどういうふうになっているか。

○和田学校教育課長

部活動は今現在、少子化に伴いまして、この部活動のあり方そのものを既に検討している学校も市内にはございます。

当然、部活動を通じて、生徒一人一人夢の実現というものを目指して取り組んでいる。そして、この部活動は、学校においては教育活動の一環として捉えています。

また、あわせて、競技力向上という使命もございます。

また、部活動におきまして、その地域の生徒が活躍しますと、やはり地域の活力を生むという、そういうプラス面もございます。

さまざまなことが、この部活動というものに重なってきております。

まずは、生徒一人一人の夢の実現というものを一義的に考えまして、少子化に伴います、今後の本市における部活動のあり方についても、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

せっかく体育協会等がありますので、そういった意味合いでは、横の連携を密にさせていただいて、例えば素人の指導者ということであれば、やはりそういったところに入って、きちっと勉強していただく必要があるんだと思います。

今はもう最近はなくなってきましたけど、審判等については、特に顕著にいろんな弊害が出てくるんで、そのあたりのところはちょっと留意をいただいたらと思います。

それと、もう一点、制服についてちょっと教えてください。

今回、中学校上がる子がおって、たまたま女子でセーラー服の上着だけでも3万5千円ぐらいするという話がちょっとありました。ええっ、昔から比べると、格段のその金額が高いんで、さっきの就学援助じゃないんですが、意外に入学時の負担金ちゅうのは大きいかなと思うて。

義務教育になってから、そねえなあれはなかったような気がするんですが、何かそういう父兄の意見とか周りの状況とかというのは把握しておってですかね。

○委員長

河村委員、済みません、今、予算の審議していますけど、関係するページ……。

○河村委員

中学校、201ページ、教育振興費ですね。

○委員長

項目はどこか…。

○河村委員

項目は別にあるかなかなか、なければという質問ができるんで。

○和田学校教育課長

入学時におきます制服等の購入費にかかわる御質問でございますけれども、全国的に制服の高騰化というものが、報道でも流れていたところでございます。

本市におきましても、この入学時の制服等の購入というものは、少なからず金額的にかかるものでございます。

ただ、今のところ光市の、例えば中学校女子生徒の制服について高額であるというような御意見はいただいておりますが、ただ学校教育課としましては、やはりさまざまな家庭がございますので、一つ一つの事案に対しまして丁寧に対応しながら、購入が難しい御家庭につきましては、その対応を学校としっかり情報共有しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

ちょうど成長期でもありますので、どうしても3年生になったら新しいの買うたりと

いうケースも結構あって、新しいけどしようがない、もう処分しようかというようなケースもあろうと思うんで、何かそういうときには、リサイクルといいますか、そういうふうなことができるような、何か1回調査ものでもかけてもらうといいがなど、これ本当のお願いでございます。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：弘文化・社会教育課長兼人権教育課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

放課後児童クラブの管理運営事業の予算ですけど、これは一般質問でも行ったんですけど、209ページです、お願いします。今回見直しされたこの光市当初予算案の概要を見て、見直し事項に上がってるんですけど、毎年見直し事項になっているんですが、その文言を見ると4年生になったり、5年生になったり、6年生になったということなんですが、見直し事項というのがただ単にその年度が繰り上がったただけの見直しなのか、それとも設備がその都度今まで充実されてきたのかということをちょっとお聞きしたいんですけど、また今回の予算に対してのそういう設備のそういうまた（ゴウキュウカ）とかそういう設備が、先ほどあった光市内のトイレは600個と言われたんですけど、学校に600個あって、児童クラブにはログハウスのところの一つしかないと、そういう現状を踏まえてどう考えておられるのかとお聞きしたいのでよろしくお願いします。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

ただいまのサンホームの件についてお答えをいたします。

サンホームの見直しの概要ということでございますが、委員さんも申されるように、4年生、5年生、6年生と対象年齢を毎年変えておりまして、新年度は6年生まで対象児童となっております。状況でございます。

それに伴って施設の内容でございますが、昨年度、浅江地区が第3サンホームを設立して多くの受け入れをできるような体制を整えたところでございます。

それとあわせましてトイレ等の問題でございます。各地区の放課後児童クラブにつきましても現状は、9地区13サンホームとなっております。その内訳につきましては、学校教室を転用している施設が8箇所、ログハウス等専用施設は5箇所ということになっております。トイレ等の施設整備に限れば、学校の教室を転用しているサンホームについては、個数等充足できていると考えられるところでございます。

一方、専用の施設のサンホームにつきましては、トイレ等が充足しているとは申し上げにくい現状でございますが、多くのサンホームにつきましては校舎に隣接しております関係で学校施設等での代用が可能となっております。

その一方で、特に室積サンホームにつきましては、校舎から離れており、代替となる

トイレ等も近隣にはないという状況でございますことから、何らかの対応について検討する必要があるという認識はいたしております。そのため、仮設トイレ等も含めたトイレの増設、環境整備についての対応を検討しておりますが、現在まだ解決に至っていないという現状でございます。トイレ等の増設につきましては、いろんな角度からの検討も必要かと考えておりますので、今後、引き続き検討を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

そのトイレの問題を解決するのはいつごろになるのでしょうか。大体の目安というのでも計画的にはまだ立っていないのでしょうか。その点を教えてください。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

先ほども申しましたとおり、トイレ等の増設につきましては、今ある施設の改造、あるいは学校内の余裕教室の活用など、いろんな角度から関係所管と協議していく必要があるかと思えます。当然予算措置も必要になってまいりますことから、協議してできるだけ早急に解決をしていきたいというお答えにとどめさせていただければと思います。

以上でございます。

○田邊委員

先ほど言わなかったですが、手洗い場の問題もあるんですけど、手洗い場のほうはどう考えておられるのでしょうか。手洗い場も数が少ないように思われるのですが。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

おっしゃられますとおり、サンホーム、特に別棟でできているサンホームにつきましてはトイレと同時に水道部分についても不足、若干少ないというふうな認識はいたしております。これらの問題につきましては、ただ単に不足しているというだけの話ではなく、子供の人権的な側面からも重要な問題であるということは認識しておりますので、解決に向けた方策につきまして、引き続きあわせて検討させていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○田邊委員

学校のトイレを利用すると今言われましたけど、臨時の職員が対応とか、そういう計画も立っているのでしょうか。そういうこともあるのでしょうか。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

職員の対応ということでございます。そちらにつきましては、昨年度から47名のサンホーム支援員が在籍しておるわけでございますが、その中で嘱託職員というものも随時

雇用してまいる予定にしております。そういった中で職員の拡充というところで結びつけていければと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。今後とも施設の充実を図るとともに、子供たちの健全育成に努めて、よろしくお願いします。

以上です。

○仲山委員

205ページの下から10行目、教育県民大会光大会のことについてお尋ねします。

光市での受け入れということで、こちらの解説のほうでは、やまぐち教育の日・教育県民大会光大会というものを運営費の一部として上げられているんですけども、これのことについて、今、時期であるとか内容について、ある程度わかっていることがあればお伺いしたいのと、それに向けて光市としてどういったかかわり方をしていくのか。あと、それをすることによって期待できる効果とか、この大会を受け入れたことで生かしていくことについて考えていらっしゃるがあればお伺いしたいと思います。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

ただいまの教育県民大会の内容等につきまして、お答えをいたします。

本事業は山口県教育会を中心として毎年11月1日のやまぐち教育の日や、11月1日から11月7日等の教育月間に県内市町の持ち回りにより開催しているもので、地元小中学校による実践発表や記念講演などが計画されております。光大会は平成29年11月11日の土曜日に光市民ホールでの実施を計画されておられます。各教育関係者や保護者を初め、広く一般市民に参加いただくことにより盛大に開催するべく、現在、実行委員の方々の手により諸準備が進められているところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

それを取り込むことによって、光市のほうで何かこういうことを期待しているというようなところがとかは、特にあるわけではないですか。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

大会の開催によって期待できる効果ということかと思えます。こちらにつきまして、子供たちはふるさとの豊かな自然とか伝統文化、ふるさとの特色ある取り組みや地域の人々との触れ合う中で大きく成長しているというものかと思えます。そこで大会テーマにつきましては、「可能性を開花させるふるさとの力」と題して開催することとして、光市の特色を生かした教育活動や豊かな伝統的文化活動などを市の内外に情報発信することで、光市民及び県民の教育に対する意識の一層の高揚を図られることが期待できる

のではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございました。いい大会になることを期待しておりますので、頑張ってください。よろしくお祈りします。ありがとうございました。

○河村委員

507ページの下の段の連合婦人会の補助金ですが、どのような事業をお願いしているのか教えてください。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

光市連合婦人会に対する補助金につきまして、お答えをいたします。

光市連合婦人会におかれましては、平素より女性の社会参加や主体的な地域活動など幅広い場面での活動を展開されているところでございます。会計への運用状況でございますが、各種研修会への会員参加時の経費や単位の婦人会事業等を負担し、活動の一助を担っておられるところでございます。趣味嗜好の多様化に伴い、会員数も最盛期の状態からは減少しておりますが、行政、教育委員会の各組織への参画や各地域での活動など、幅広い分野で御活躍いただいておりますことから支援を行ってまいるところでございます。

以上でございます。

○河村委員

今、室積と島田じゃったかいね、残ったのは。当初の目的からはもう随分変わってきて、市全体でいろんな活動をしていただくことが地域に帰っていろんな形で貢献をしていただきよったわけですが、もうそういう状況から結構離れてきたような気がしますので、補助金の中身について、あるいは決算書について精査したわけではありませんが、28年度の決算ができるぐらいまでにもう1回聞きますので、ちょっと整理をしておいていただいたらと思います。

それから中段の燃料費、207ページ、メロディパトロールということでお話をいただきました。コミュニティセンターでもそれぞれのところでメロディパトロールの運営をされておりますが、一応、生涯学習のほうでまとめてこの管理をしているということではないんですか。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

先ほどの燃料費でございますが、これは教育委員会で持っておりますメロディパトロール車の燃料費でございますが、各コミュニティセンターのところにつきましては各コミュニティセンターの燃料費で出しておられるというふうに認識いたしております。

以上でございます。

○河村委員

教育委員会の1台じゃなくて、300台ぐらい持ちちよってんですか。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

1台のみでございます。

以上でございます。

○河村委員

結構、燃料費1台にしちゃ高い。何かあるんでしょうが、私はまとめてこれ全部の燃料費かなと思うたんで。地域でメロディパトロールをみんなが手配して運転をさせてもらいよるんで、効果は上がっていると思っています。ほいじゃが、どうなんですかね。1回地域の人を交えて、何か協議をしていただいたらいいかなと。ちゅうのは、取り組みを始めるまで、結構、地域ではごたごたしたんです。毎日やはりパトロール車走らすというのも大変な作業で、1回地域の考え方も含めてちょっと協議をしていただいたらと思います。

それから、ちょっと下に解体設計等の委託料ということで、先般来、青少年ホームの廃止をすることで、今まで利用させていただいておりました地域の自治会でありますとか、あるいはあそこでテニスや何かがあったりするんで、皆さんが結構使いやすかったんです。もう古い建物じゃあるし、遠慮なしに使えるちゅうのもあって。そのときにはやめるときには、やや3年、5年かかるような話をされたと思うんですが、実際にはもうすぐに29年度の設計の委託と。しかも解体をするのに設計の委託ちゅうのはどうもちよっとなじまんのですが、これもう、すぐに設計委託したら解体しようと、こういうふうを受け取れるんです。通常はわざわざ設計せんでも、業者に見積もり出したらすぐ済むのに、わざわざここまでして載せるとというのがどうも腑に落ちんのですが。何かわざわざ載せて、これでやりますよと強い意志表示をしておられるように思うんですが、何かちょっと話を聞かせてもらってもいいですか。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

勤労青少年ホームの事業廃止に至りますまでは、関係団体、地元自治会等に説明会を行いながら御理解いただき、おおむね御了解をいただいたと認識をいたしております。その説明会の際にも申し上げたんでございますが、廃止後には地域の安全安心の確保や事件事故の未然防止を図っていく必要はあるということから、解体していく旨ということの説明もあわせて行ったかというふうに考えております。

このたび、解体に向けて設計委託を実施しようとするところにつきましては、基礎部分でありますとか、そういったところで設計して解体していくほうがよりベターであるという認識の中で今回、設計委託を実施しようとするものでございます。ただ解体までには経過措置として使用はできる旨の説明もしておりますので、使用関係団体につきましては、この見通しについて説明をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

28年度ですよ、まだ。今年度にその地域の説明会をやって、安心安全とかと言われてますが、実際には現に利用していた団体を含めてあるんで、地域の了解をもらったからいきなりすぐ解体じゃと。当初の説明の中じゃ、「いや3年、5年は大丈夫と思いますよ」と、思いますよというその話で無理やり納得をさせちよって、で、すぐに、しかもこれ設計等の委託料出して、例えば2年置いたら今度金額変わってくるから、解体せんちゅうわけにいかんようになるわけいね。どうもそういうやり方はこそくなんよ、悪いけど。地域にとったら、あそこの地域は自治会館がないから自治会館がわりに利用させてもらいよったんで、「そらあんた、よその建物当てにしちゃいけん」と言われりゃそれまでなんですけど、せっかくそういう形があるときには早目に対応してほしいちゅうのは、もともと何がっていうたら、清掃費、青少年ホームの清掃費だけでたしか160万円近いお金を毎年出しよったのよね。そんなもの早くやめんにゃいけんて何ぼも言ったのに、ずっとそれから10年から引っ張ってきたのは、市役所の責任なん。それを何か地域に押しつけるような、そういう形になったら具合が悪いと思いますよ。次回にこういうことはならんように、何ぼ責めてもしようがないからやめちよきますがね。多少はそういうことを考えてやられんと、今後のその事業運営に差しさわりが出てくるような気がしますよ。

それから209ページ、先ほど放課後児童クラブの管理運営ということでお話がありました。たしかこれ当初サンホームをつくったとき、ログハウスのような格好でつくったんですが、人数に合わせて設置の建物の広さとかという基準がいろいろあったんですが、それはどういうふうになってます。さっき何か浅江の第3ホームがどうのこうのという話がありましたから、まだ生きてるような気がするんですけど、設置に対するその基準がありますか。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

放課後児童クラブにつきましての運営基準でございますが、厚生労働省の運営基準、それから運営指針に基づき設置しているところでございます。本市での支援員のほうの人数でございますが、一応36名以上の児童の場合に3人、それを下回る場合に2名の配置、預かっております児童1人当たりに対する面積は1.65m²以上である必要があるということが運営基準として設置されております。

以上でございます。

○河村委員

そうすると、今現状の預かっている人、それから今度6年生まですると相当数が今度ふえてくると思うんですが、それに該当しますか。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

今お出しできるのは平成27年度中の数字でございますが、登録定員からこの基準を1.65m²以上の基準を満たしているサンホームにつきましては、上島田、周防、岩田、

三輪の4地区でございます。その他の4地区につきましては1人当たりの面積がそれ未満となっている状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

6年生までに広げるということで、ある程度の調査をかけたんじゃないんですか。予算をやるということですから。だからそのほうの関係は、見込みとしてでもどういふふうになってます。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

当初、小学校3年生までが対象ということで出発しておりまして、それから4年になり5年になり、来年度6年になるということになるんでございますが、高学年になればなるほど、やはり1人で留守番ができる子供もふえてくるということでございますので、爆発的にふえるというところには至っておらない現状でございます。

以上でございます。

○河村委員

1人頭1.65m²という観点からいくと、それは例えばトイレの基準であったり、手洗いの基準であったりちゅうのは全部その中入っちゃうのいね。だからその人数がふえたら、どこでもそうですよ、例えば建物建てたときにはいろんな人が出入りする学校を50人と1回の見て、じゃトイレが何ぼ要りますという計算が全部決まっちゃうじゃないかね。それを考えたときに、該当するか該当せんかちゅうのは明らかにわかりそうなもんじゃから、そしたらログハウスのサンホームについてはなかなか難しいが、体育館のトイレだけは事前にもう開放しようとか、そういうのを一緒にセットで皆やらんにゃ、6年生は自分で好き放題やるけれども、その分迷惑するのは小さい子なんじゃから。そういうことは、何か全部こう考えたんじゃないんかね。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

まず、この1.65m²の基準ということにつきましては、まだ厚生労働省のほうも経過措置ということで当面は適用しないということとしておられますが、入所にかかわる基準の見直し等、内容等を整理するということで、このサンホームの基準について、それと登録者数と来場者数というのはかなり乖離しております関係もありますので、登録者イコールで考えると若干この1.65の中までおさまる施設も出ておりますので、そういうことでございます。

以上でございます。

○河村委員

そんならもうちょっと細かい話しようか。例えば室積でいうたら、1.65掛けたら何ぼになる。今現状だけでも50人からおるじゃろう。明らかにその基準に超えちゃう話なん

じゃから、そうすると何か手だてをせんにやいけん、何か人権的にもって言うたけど、今あそこへトイレつくるちゅうのはちいとお金もかかるし難しいんじゃから、そしたらその代替のほうを早急に考えてやろうというのが通常なんで、そういった意味で今すぐできること、何年か先にできること、よく整理をして考えてもらったと思います。

それからその下の放課後子ども教室で、これは29年度から金額が随分変わるんでしょうか。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

放課後子ども教室の委託料につきましては、昨年と比較しまして2万2,000円の減ということで大きく減らしているという認識ではございません。

以上でございます。

○河村委員

例えば29ページの上から3段目、さっき教育支援活動促進事業費補助金ということで191万4,000円、違っちゃったら言ってくださいよ、それからもう1個どこじゃったかな、同額がたしかあったと思うんですが、それとの兼ね合いは。全く違うものかいね、これ。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

今のところなんでございますが、放課後子ども教室については先ほど申しましたとおり、多少の減少でございますが、放課後児童クラブ、サンホーム、こちらのほうについては人数、職員とかそういったところもいろいろありますので、その部分に単純に言いますと、若干増というところになっているかというふうに思います。

以上でございます。

○河村委員

ごめんなさい。さっき説明するとき6地区ちゅうてから説明しちゃったような気がしたけ、放課後子ども教室かなと思うんですが、そうじゃない、サンホームのほうなんやね、これ。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

失礼します。先ほどの入りの教育支援活動促進事業費補助金につきましては、放課後子ども教室の支出と合わせまして、子育て講座分が20万2,000円と支援地域本部の補助金が60万4,000円入っての合計、それから放課後子ども教室が118万8,000円の入りの中での対応ということでございます。

失礼いたしました。

○河村委員

211ページの上段、自動体外式除細動器、AEDですね。これ、さっき小学校中学校のところもいっぱい出ちよったんですが、最近、本体購入したら何ぼ、購入費。これリースで3万2,000円なんでしょうが、当初もう何年かな、六、七年前じゃったら20万円ぐらいしよったんですけど、そこから急速に安くなって今もう五、六万円したらあるんじゃないの。どんなです。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

今、各ところにあるAED、これの価格というのが定価ではございますが35万8,000円という数字をいただいておりますことから、リースで今は対応しておるところでございます。

以上でございます。

○河村委員

定価はわかったんじゃけど、通常で出始めのころ買うても25万円はせだったと思うんですよ。で、もう2、3年のうちちゅうのは、もう4年ぐらい前にはもう10万円を切るような金額になりよったのいね。最近インターネットでぱっとう出てくるじゃないですか。インターネットで出てきた金額は余りにも安いからそれがそうだとは思いませんが、それと照らし合わせて適当かどうかという判断はできると思うんですよ。今、恐らく学校だけじゃない、役所のいろんな施設を含めて、ものすごいその金額が上がってます。車の集中管理というようなこともありますけど、こういう物も誰かが集中管理をすれば何かバッテリーがどうのこうのとか言う人がおってんですが、実際には毎年きちっと点検をして電池の入れかえはやるのが普通なんで、業者任せにしちよって、いや点検に来ちよらんかったという話で、お前のところの責任じゃないかちゅうても後の祭りなんで、自分である程度はやらんにやいけんと思うんですよ。その値段も知っちゃるといことは大事なことで、ちょっとこれは勉強しちよってくださいね。今言うたってどうせ気がつかんじゃろうから、ほかにも実はいっぱいあるんですいね、この金額がね。8万2,000円じゃったり、6万4,000円じゃったり、恐らく台数で……。何かありますか。

○森重副市長

私からAEDにつきまして、御回答いたします。

委員からお話ございましたとおり、当初は随分高価格でありましたが、現状は価格的には低減傾向であります。AEDの導入にあたりましては、現状入札によって市内公共施設に配置はしております。施設ごとに入札しますと、例えば学校の場合、1校1箇所であれば一つでの入札となりますことから、ある程度集約してその上で長期継続契約で契約をできる形での管理や保守も含めて、バッテリーや電極パッドの管理も併せた仕様で入札をしておるのが現状でございます。

例えば、1基あたり5年間の使用で、おおむね10万円、今現状が13万円から14万円ぐらいでリースができているというふうには認識しております。ただ、これ、冒頭で申し上げましたとおり、入札をしておりますので、当然、予定価格を設定し、市内光市に登

録をしていただいている事業者から札を入れていただき、その最も安価なところと契約をしているという状況ですので、御理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○河村委員

一遍に余り言ってもしょうがないんですが、物販と違って、メンテがついてるということはある程度のそういうことができる業者、資格というこれに免許が要るとは思いませんが、そういうことを含めたものが必要なんで、意外にそういうことができる業者っておらん。何か聞くところによると、ほとんど1者の人が皆さん、どこも同じようにやっているといることですから、入札は入札、いろんなことを含めて、もうちょっと勉強していただいたらなと思いますので、よろしく願いたします。

以上です。

説 明：弘文化・社会教育課長兼人権教育課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○河村委員

211ページ、文化センター管理運営事業、ふるさと郷土館館管理運営事業、それから市民ホールの管理運営事業、合わせて1億を超える金額です、文化振興財団ですか。それで、収入のほうはって言うたら、最初のほうのページでどこか出てましたよね。そんなに大きな金額じゃないんですが、この間、三島の温泉なんかでもありましたが、通常なら指定管理をするところが料金をとって経営効率を高めるという方式が望ましいんだと思うんです。そういうふうな、まあ今途中ですからこれから切りかえがまた出てくるんで、どういのお考えかちょっとお示しをいただいたらと思います。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

各施設の管理業務等についてのお答えをさせていただきます。

それぞれの施設の管理業務につきましては、公益財団法人の光市文化振興財団のほうが行っておりまして、今回の契約につきましては平成26年から平成30年までの5カ年で委託しておりまして、現在3年目を迎えておるところでございます。

文化振興財団の支出の内容につきましては、おのおの館におきまして人件費等を初めとする事務的な支出と各事業実施に係る経費の支出等を行っておられまして、それらに対して我々も情報の提供等により確認をしているところでございます。平成31年からは、また委託変えが始まります。そのときに見直しに係るところかというふうに思います。先ほど委員がお話いただきました、入りと出の部分につきましても、内容等も検討して次の管理業務の委託について、改めて検討してまいりたいというふうに考えてお

ります。

以上でございます。

○河村委員

ぜひしっかりした契約を結べるようお願いをしたいと思います。

それで、215ページの上段、光の文化を高める会ということで、この間、一般質問でもちょっと取り上げたんですが、ことしから会費の値上げについて踏み込んでおられます。そのことについて、ちょっと疑義を挟んだわけですが、その後どういうふうになったか。

それから、前回12月のときに、いろんな事業というか、講演会とかいろんなホールを使っての催しについての人数、それから収入についてのお願いをしておきましたが、まだちょっとお示しをいただいておりますので、そのあたりについてどういうふうにお考えかお示してください。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

光の文化を高める会におかれましては、先ほど説明いたしましたとおり、小学校音楽教室や市民コンサート、市民の文化活動の推進とか、プロによるステージ演奏、さまざまな興業等、幅広い分野で文化に触れる機会を提供していくことを目的に事業を展開しておられるところでございます。それに対して、光市からも一部助成を行なっているところでございます。

光の文化を高める会自体の会の性格上、ほかの社会教育団体と異なりまして、会費を納めた方が会員であるという位置づけで、若干、趣が異なっているところでございます。文化を高める会に対しましては、市からも一部理事で入っておりますが、基本的には企業代表でありますとか、文化団体の代表でありますとか、そういった方で構成されておる団体でございまして、それに対して補助金を我々市のほうで支出しているという状況でございますので、基本的には文化を高める会の中での対応になろうかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○河村委員

団体の中での項目についてはそのとおりなんですが、補助金が出ておることによって会則ができておりますから、その会則にのっとって運営がされるかどうかと、こういうことが大事なんだろうと思うんです。その会則に載ってない、会費の値上げというのは総会にかける事項になってますので、それをもう年度当初から総会にもかけずに会費の値上げをするということがおかしいと、こう申し上げたんですが、そういう市が補助金を出している団体が自分のところの会則に縛られないというのがどうも納得できませんが、その点はどういうふうにお考えですか。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

申し上げましたけども、光の文化を高める会はそういった助成している団体であるというところがございます。そういったことで助成をしている団体の一つということでございますので、その運営なり会則の改定なりにつきまして、適正な指導等というものは行っていく必要性は十分認識しているところがございます。

今回の会則の改定、会費の改定にかかわる手順等につきまして、教育委員会から指導が行き届かなかったという点については、十分に反省をしているところがございます。

以上でございます。

○河村委員

反省をしても改められないということであれば、また何か考えなければいけないのかなと思っております。

それから、文化振興財団で1億円からの指定管理料を受け取っておるわけですが、ある意味で言や、行政そのもののような感覚で運営をされてるのかどうかわかりませんが、例えば自分の親族を採用するようなことは通常はないと思うんですが、そのあたりのところについてもよくチェックをしていただいたらと思います。

それから、人権教育でちょっとお願いということでもないんですが、毎年、DVDとか図書とかいろいろ購入されるんですが、最近、人権教育の会議の際に、そういう映写部分がなくなって、実際にはどういうものを買うたんかというのを見る機会もほとんどなくなってる状況です。やっぱりいろんな地域で人権活動をする上では、こういったものがあるというのは一つの大事な要素なんで、映写活動は必要だろうと思うんですけど、そのあたりについてはどういうふうにお考えですか。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

DVD等の上映にかかわる部分についてお答えを申し上げます。

毎年、DVDについては数本購入をいたしておりまして、市の人権課題であります18個の課題に基づいて内容等を精査しながら購入をいたしておるところでございますが、今年度、人権を考えるつどいにおきまして、新しい試みといたしまして、DVDの上映を会場のほうでさせていただきました。これまでも上映する機会がなかったというところで、なかなか皆さん見ていただく機会が少なかったんですけども、今後、そういったことをしながら、DVDによる指導等も行っていければなというふうに考えております。

以上でございます。

説 明：村崎体育課長 ～別紙

質 疑

○林委員

濟いません、一点だけお尋ねをいたします。

223ページの学校給食センター管理運営事業のすぐ下段の、環境衛生検査指導薬剤師報酬というのが10万6,000円上がっておりますが、食への安全性が社会的に注目されて

いる中、学校給食を起因とした食中毒事案が、先般、立て続けに2件発生したという報道がありました。学校給食センターでも、安全性について苦慮されていると思いますが、この予算書を見ますと、このようにお一人10万6,000円、薬剤師報酬が上がっておりますが、衛生に関することに関してしっかりと連携をとって衛生管理を進めていただいていると思いますが、そこでお尋ねなんですけど、薬剤師さんの報酬が少ない中でどのような御指導であるのか、お示しいただきたい。

また、衛生管理、食中毒、異物混入対策に対しても、何らかの対応されておられるのか、あわせてお示しいただきたいと思います。

○呉橋学校給食センター所長

環境衛生検査指導薬剤師報酬につきまして御説明をさせていただきます。

学校給食衛生管理基準の中に、学校薬剤師等の指導を仰ぎながら衛生の徹底管理に努めるという記載がありまして、これに基づいて衛生管理のお願いを薬剤師にしているところでございます。

この内容ですが、薬剤師に直接センターのほうに出向いてもらって、細菌検査であるとか水質検査、さらには実際に調理場内に入ってもらって、調理員さんの衛生状態であるとか、調理場内の施設の衛生状態について確認をしていただく。さらには、食器のでん粉や脂質の残留検査などをしてもらっているところです。そういうことを年3回行いまして、指導いただきながら、給食センターの衛生管理に努めているというところでございます。

また、異物混入及び食中毒に対する対応という御質問がございました。これにつきましては、昨年2月に、PTAや校長会代表、教頭代表、養護教諭代表等、関係団体によりまして改めて策定した学校給食危機管理マニュアルに沿って、事故・事件の発生防止に努めているところでございます。

また、他の学校給食センターで発生した食中毒事案を受けまして、調理員全員を対象にして、臨時の衛生講習会を実施したところであります。さらには、調理の委託業者のほうから本社の衛生管理指導者を毎月派遣してもらっていたんですが、これを今後しばらく派遣を継続してもらおうという対応をとらせてもらってます。

さらには、小さなことですが、食中毒というのが起こる大きな要因は、調理員の手から手にうつる、そして食中毒が発生するというパターンが一番多くありますので、手洗い場に正しい手洗いの方法を写真つきで掲示をしております。頭の中ではわかっているけど、その場になるとなかなかできないということがあるので、そういうことがないようにということで、張りつけているところです。まず、できることからやっているということをお理解ください。

○林委員

詳細にわたって御説明、ありがとうございました。

この予算にあらわれていない部分でしっかりと努力されていることは、安心いたしました。今後とも、できることを一つ一つ実践していただきますよう、また安心安全な給

食を児童生徒に提供していただきますようお願いいたします。

先ほど、最後にお示しいただきました、昨年2月に改定されました危機管理マニュアルに沿って安全対策をされているとのことですが、マニュアル改定後には食中毒の事案とか危険異物の混入は、失礼ですけど、発生していないととどめていいのでしょうか。

○呉橋学校給食センター所長

マニュアル改定後には、危険異物の混入であるとか食中毒事案は発生しておりません。以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。安心いたしました。引き続き、しっかりと取り組んでいただきますようお願いいたします。終わります。

○河村委員

それでは、保健体育の221ページ、競技スポーツ等について、いろいろ、るる御説明をいただいたような気がするんですが、生涯スポーツ、それから見るスポーツについて余りお話がなかったような気がするんですが、例えば体育館のほうでそういった委託が入ってるんなら、その委託の中で御説明いただいてもいいんですが、要はスポーツに取り組むことで健康増進を図ろうというような人もたくさんいらっしゃると思うんですが、体育はどのような形でそれにかかわっていくのか。要は、競技にはもう参加できんけれども、見るスポーツは好きじゃから行きたいと、こういう人に対する体育の振興についてはどういうふうにお考えなのか。

○村崎体育課長

スポーツへの市民の皆さんのかわり方と申しますか、そういった点だと思います。

確かに近年、見るスポーツにつきましては、国体以降、余り積極的に開催されているとは言いがたいところがあると思います。昨年から、ACT SAIKYOバドミントンを呼ぼうとか、Vリーグを呼ぼうかという話につきましては、体育協会の加盟団体を初め、当然スポーツ振興会施設管理者とも話をしているところであります。

なるべく、おっしゃるように、見るスポーツというのもスポーツに対するきっかけとしては大変大事な部分であると考えておりますので、何とかそういった部分については、予算措置も含めて多少問題も出てはきますが、県協会や市協会、競技団体とも話をしながら進めていくべきであると考えております。

また、わずかではありますが、スポーツ振興会のそれぞれのフェスティバルなどでは、昨年、オリンピックの銀メダリストを呼んだりとかということもやっております。また、最近では、レノファ山口のホームタウン化にも賛同させていただきまして、こういった観点からもいろんな意味でスポーツに参加をしていただけるような機会をつくっていただけると考えております。

以上です。（「生涯スポーツ」と呼ぶ者あり）

生涯スポーツですが、今、スポーツ振興会のほうで、年間を通して幾つかの教室等を行っております。また、スポーツ推進委員を初めとした中で、ニュースポーツの普及につきましても、何とかもっと機会をふやしていけたらと考えているところです。

昨日行いました梅まつり協賛のコバルト・ウォークでも、500名程度でしたが、多くの皆さんに参加いただきました。

やはり、そういったところから、関係各課、健康増進課などともタイアップしながら、さまざまなイベントをできるように考えていけたらと思っております。

以上です。

○河村委員

ニュースポーツもええんですが、なれ親しんだスポーツでないと楽しくないというのがあるので、できればいろんな既存の競技について、体育館がやるのか、体協がやるのかというのは別にして、やはり初心者教育というのがやっぱりちょっと望まれるかなと思っておりますので、御検討のほどお願いをいたします。

次の体育施設費のほうですが、今、総合体育館ができて24年近くなりますか。さっきの講演会のラックとか、もう最近出したこともないような気がするんです。何か出すのも億劫だというような話も聞いたりするんですが、板の張りかえは、当初つくるときに何か10年に1回というような話もちょっとあったんですけど、板の張りかえとか、消耗品ですよ、要は。体育館つくった限りにおいては消耗品がたくさんあるんで、そういったものの整備費についてはどういうふうにお考えですか。

○村崎体育課長

おっしゃるように、老朽化、特にスポーツ振興会に委託しております施設につきましては、大和総合運動公園、それに総合体育館はほぼ同じ時期にできております。確かに、先ほど申しました見るスポーツに限らず、文化的なものでもラックとかを出すということがあまりされておられません。メンテナンスの面でも、そういったイベントをしながら管理をするというのは、大変重要なこととなってくると思います。消耗品等につきましては、大会などに限らず、利用者の皆さんの御意見を伺いながら、指定管理者と協議をしながら、何とか過不足ないようにできるよう努力をしているつもりではあります。

以上です。

○河村委員

努力をしていただければありがたいんですが、努力というのは結果が伴うものですから、ある程度、定期的な更新については御努力をいただいたらと思います。

それから、223ページの学校給食ですが、よくやっていただいておりますというのはよく理解をいたしました。私の認識不足なんでしょうけど、いつだったか、ネジが出たというようなんがありましたよね。あれの結果というか、どこのネジがというような話をちょっと私は聞き漏らしておったんですが、最終的に何かわかったんですか。

○呉橋学校給食センター所長

一昨年の10月に起こりましたちょうネジの混入についてのお問い合わせだろうと思いますが、これにつきましては、野菜の裁断機の部品の一部が脱落して混入したということが判明をしております。

○河村委員

自分のところの部品が出てきたのいね。新センターをつくったばかりじゃったいね。恐らく点検マニュアルみたいなものもちゃんとあるとは思いますが、そういうことが起こらんように、通常の保守点検に努めていただいたらと思います。
以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告

①光市教育大綱（案）

説 明：太田教育総務課長 ～別紙

質 疑：なし

②第3次光市子どもの読書活動推進計画（案）

説 明：穠山図書館長～別紙

質 疑：なし

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第14号 光市公共施設等整備基金条例

説 明：松村行政改革・情報推進課長～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第21号 第2次光市総合計画の策定について

説 明：岡村企画調整課長～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第1号 平成29年度光市一般会計予算（政策企画部所管分）

説 明：森重財政課長～別紙

質 疑

○仲山委員

53ページの地域間交流事業の中の一番下に書いてございます、国際交流事業補助金、この国際交流事業っていうのはどのような国際交流をする事業なのか、お伺いしたいと思います。予算に少し変動はありますけれども、そのあたりも、あるようでしたらお願いいたします。

○岡村企画調整課長

国際交流事業補助金ということで御質問をいただきました。

現在、光市には光市国際交流連絡協議会という国際交流団体がございます。ユネスコさんを中心に、会員団体が4理事団体と11会員団体、合計15団体が加入をされております。

その国際交流連絡協議会が、実質的に光市の中心的な民間の国際交流団体ということ

になるわけなんですけれども、現状、その国際交流連絡協議会が開催をしております、例えば国際理解・国際協力のための作文コンクール、これは小・中・高校生を対象に行っている国際交流に関する作文のコンクールですが、そういった作文コンクール、また国際交流のつどいといいまして、年々によっていろいろ企画する内容は違うんですけれども、国際交流に資するような事業、こういった国際交流連絡協議会が行う事業について、これまで補助金を交付してるといのが実質的なところでございます。

なお、昨年度と比べて、補助金の額が3万円ほど今年度少なくなっておりますが、これは、事業規模等に合わせて、補助金の額等について精査をした結果ということでございます。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。その作文コンクールなんか、そのつどいの方に表彰がなされたりとかいうことなんでしょうね。

○岡村企画調整課長

この2回か、3回か、それぐらいは、大体、国際交流のつどいの中で、仰せのように作文コンクールの表彰をするといったようなプログラムになっておったかと思えます。

以上でございます。

○仲山委員

不勉強で申しわけありませんでした。国際交流のつどいというの、私、一度も実は参加したことがこれまでなかったものですから、申しわけありませんでした。わかりました。ありがとうございます。

○中本委員

質疑しないつもりだったのですが、ちょっとさせていただきます。

予算書の31ページ、収入の土地売り払い収入1,400万円、財政基盤の確立ということで、遊休財産の計画的な処分をしようということで収入を1,400万円。総合計画にも載ってますように、処分、5カ年計画で7,000万円ということでありますので、非常に控えめな処分だなと。

どれだけ遊休財産があって、どこあたりを予定されておるか、わかる範囲で説明をお願いします。

○森重財政課長

土地売り払い収入の予算についてでございます。

まず、普通財産、面積で申し上げますと、約365万 m^2 ということになっておりますが、そのうち、売却可能財産というのはごくわずかでございます。すぐにでも売却が可能な資産ということで申し上げますと、現在、随時公募を受け付け中でございます8件、こ

の額が約7,000万円になっております。このたびの総合計画に掲げました目標は、この7,000万円を挙げているものでございます。

また、1,400万円の予算額というのは、それを5で割った数、1年当たりの額1,400万円を計上しているところでございます。

以上でございます。

○中本委員

過去をさかのぼって、25年度が約550万円、26年度が425万円、27年度817万円ということで、なかなか思うような財産収入になってないのかなど。5年間で7,000万円ということでもありますので、鋭意努力しなければいけないというふうに思います。

今回8件で、公募ということで載っておりますが、ちょっと思い切った処分方法を考えなければいけないというふうに思いますが、その辺のお考えをお聞きいたします。

○森重財政課長

まず、遊休財産の処分に当たりましては、一般競争入札が前提になっております。今年度につきましても1回公募しており、今後も1件の入札を予定しているところでございますが、最近の状況を申し上げますと、入札の公募をしましても、なかなか応募していただける方がないという状況でございます。したがって、お尋ねの思い切った売却への取り組みということは何ができるかというのは、研究はしているところではございますが、普通財産の場所であるとか、その売り出し価格であるとか、どうしてもそういったものの縛りがございますので、今すぐ思い切った売却方法について何かあるかとお尋ねいただくと、なかなか難しいというのが現状でございます。

以上でございます。

○中本委員

わからないことはありません。非常に難しいなということは重々ようわかって質問しております。

例えば、教育の施設とか含めて、いろんな施設は土地借りて使用料払ってる。当然、必要なところには土地借りて使用料払うわけですので、じゃあ、遊休財産があれば、やっぱり鋭意努力しながら、処分の方向に向けてどういう形が一番いい処分方法か、あるいはいろんな端切れ土地、道路の残地、いろんなのがまたがっているところにあるということで、ちょっとそのあたりは厳しい財政状況の中でもありますので、もうちょっと積極的に取り組む必要があるんじゃないかというふうに思います。

きょうはこれぐらいにしておきますけれども、また改めてそのあたりについては指摘していきたいというふうに思いますので、積極的に5年間で7,000万円、それ以上の処分収入があるように、努力をしていただくようお願いをしておきます。

以上です。

○河村委員

広報紙について、県とそれからほかにも何か。

○委員長

河村委員、ページ数を。

○河村委員

ごめんなさい。51ページの広報費です。収入のほうも何かいろんなところで、県を初めとして収入があったと思いますが、要は一部の配布手数料が85円についての根拠を。何を根拠に算出したのかというのは以前からお話をさせていただいておるんですが、どんなんですか。そろそろ考えがまとまったのではないかなと思うんですが。

○委員長

質問でよろしいですか、そこまで。

○河村委員

はい。

○小野広報統計課長

前回の委員会でも御質問がありましたが、その後、近隣市町の状況を調査したり、情報誌やチラシなどを全戸配布する民間のポスティング業者に単価を問い合わせるなど、調査・検討を進めております。

このたび、先日の一般質問におきまして、広報紙の発行回数の見直しについてという御提言をいただきましたが、部長がお答えしたとおり、今後、広報紙の発行回数も含めて、適切な広報発行のあり方の調査・検討をしてみたいと思いますが、その中で、あわせて調査員手当についても整理をしたいと考えております。

○河村委員

わかりました。

53ページのところで、通信運搬費、2,000人アンケートにプラス返信ハガキを出そうと、こういうお話で、いろいろ考えた末の恐らくアイデアであろうとは思いますが、現行何ぼじゃったですか、返信というか、アンケートの回収状況。何%にしようとしてんじやろうか。

○岡村企画調整課長

今年度で申し上げますと、平成28年度実施分は回収率39.8%でございました。総合計画のほうにも目標を挙げておりますが、回収率の目標としては45%を挙げているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

できれば、最低でも50%ぐらいは目標に掲げていただいて、努力をお願いしたらと思います。

それから、その下の総合計画のマンガ概要版ということで、徳山大学とというお話もありました。結構、できれば市内から徳大に行っておられる方でそういう方があれば、手をかけていただいたらありがたいなと思います。

以上です。

○田邊委員

12ページの歳入の市税についてですけど、本年度は4.5ポイントプラスになってますけど、27年度はマイナス7.7ポイントです。ページには載ってないんですけど市税の…。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告

①第3次光市行政改革大綱（案）

説 明：松村行政改革・情報推進課長～別紙

質 疑

○河村委員

昔はシビルミニマムのような、要は数値目標的なものがあつたんですが、これに数値目標みたいなものを入れることができるのでしょうか。

○松村行政改革・情報推進課長

数値目標についてお尋ねをいただきました。

参考資料でおつけいたしております実施計画、こちら、今は項目名だけを羅列しておりますけれども、数値目標が設定が可能なものについては、できるだけこちらの中で数値目標をお示ししたいと考えております。

以上でございます。

○森重委員

一点だけ。

ちょっと前回の中間報告と比べまして、まず1点、大綱の推進に当たっての市民への公表というところが前回についてはおりましたけども、このあたりの変更、また市民への公表というのをどのように執り行われるのかということと、それともう一点は、主な財

政効果の表なんですけど、これ、最初は合計が入ってたんですけど、今回抜けてあるのは、その意味はどういうことか、ちょっと。

○松村行政改革・情報推進課長

市民の皆さんへの公表につきましては、これまでも実施しておりますけれども、実施計画の取り組み状況について、決算の審査の中で御説明をいたしておりますので、引き続き、同様に実施状況について公表してまいりたいと考えております。

それと、記述といたしましては、14ページの実施計画の最後のところで、広報やホームページ等を通じて広く市民に公表しますという記述もこちらのほうに加えておりますので、御確認いただければと思います。

それと、1ページ、2ページの主な財政効果の合計欄でございますが、ここに掲げた取り組みが全ての取り組みではないことから、各年度ごとの合計欄というのは、そこが全てのようなイメージを受けてしまいますことから削除をさせていただきました。

以上でございます。

○森重委員

わかりました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

②光市公共施設等総合管理計画（案）

説 明：松村行政改革・情報推進課長～別紙

質 疑

○田邊委員

光市公共施設等総合管理計画の49ページをお願いします。

ここに、コミュニティセンターのことが書いてあるんですけど、「東荷コミュニティセンター及び塩田コミュニティセンターについては、施設の老朽化に加え、民間施設との併設となっていることから、近隣の学校施設との複合化を検討するとともに、現施設については、地域及び民間への譲渡または除去を検討します」と書いてありますが、この検討、今、どれぐらいの段階で検討されておるのでしょうか。

○松村行政改革・情報推進課長

先ほども申し上げましたように、現状、検討というのは大きくは進んでおりません。これから公共施設のマネジメントの取り組みを進めていくに当たりましては、具体的な取り組みというのは、施設を管理する所管が中心的に進めることとなります。それに当たりまして、まず、地域に説明、利用者に説明をする必要がありますので、そのきっかけといたしまして、市としてはこういう考え方を持っているんだがどうでしょうかとい

うようなところから入るようになろうかと思えます。

現状で、具体的にどこまで進んでいるというような状況ではございません。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。あくまでたたき台の上での考え方ということですね。わかりました。

以上です。

3 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第13号 光市税条例等の一部を改正する条例

説 明：田中市民部次長兼税務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第23号 第2次光市生涯学習推進プランの策定について

説 明：縄田地域づくり推進課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第24号 第3次光市男女共同参画基本計画の策定について

説 明：大山人権推進課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第1号 平成29年度光市一般会計予算（市民部所管分）

説 明：縄田地域づくり推進課長 ～別紙

質 疑

○仲山委員

55ページの中ほど、地域づくり支援センター管理事業のところなんですけれども、今、

太陽光発電システムの工事をやっていると思うんですけども、あれは本年度の工事だと思いますので、来年度あの電気が多分同センターで使われることになると思うんですけども、光熱水費に特に変動があるわけではないんですけども、その辺の事情をお伺いできればと思います。

○縄田地域づくり推進課長

地域づくり支援センターに現在整備しております太陽光発電システムに伴う光熱費、電気代についてでございますが、地域づくり支援センターに整備しております太陽光発電装置は、県の防災拠点施設再生可能エネルギー等率先導入事業推進事業補助金を活用しております。設置目的は、災害等による停電時における施設の電源確保というところにあります。そういったことから、災害等による停電時における最低限の電源の確保が設置条件にありますことから、施設の一部の電力を補うものであります。このことから、この設備による電気代の削減は、施設全体の電気代からすれば、余り多くならないというふうに考えております。そういったことから、現時点では実際の電気代の削減額が未定でありますことから、予算のほうには反映しておりません。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございました。事情わかりました。ありがとうございます。

もう一点よろしいでしょうか。59ページ、一番上のほうになります。自治会集会所等建設補助金100万円計上されておりますけれども、建築というか、建設関係の工事費というのは結構かかるものでありますので、補助の割合があるとしても、100万円用意してあるということでは、何となくこれを超えてしまいそうな感じがするんですけども、この辺の事情、あるいは、前年も同じように100万円ということで計上されておりますので、超えたときの何か、超えるというような事情があった場合の対処等についてお伺いできればと思います。

○縄田地域づくり推進課長

ただいまの自治会集会所等建設補助金についてでありますけど、現状、毎年予算は100万円を計上しております。今年度につきましては、今のところ、その100万円で予算の範囲内で済んでおりますが、この制度は、自治会等が補修等を行う場合に、その経費の3分の1を補助するというものでありまして、予算が足りないということになりましたら、その都度補正対応により予算を確保したいと考えております。

以上です。

○仲山委員

説明ありがとうございました。事情はわかりましたので、ありがとうございました。

以上です。

○中本委員

それでは、1点だけ質問をいたします。

61ページ、交通安全の対策事業の中で、交通安全施設設置工事の700万円、これは説明がありました。区画の整理、道路標示の整備ということですが、非常に市内のあちこち見ますと、安全標示、区画線が消えた、あるいは、横断歩道もかなり薄くなって見えにくいというような状況があちこちたくさんあります。高齢化社会になって夜も見えにくい、そういう声を聞きますので、横断歩道も含めてどういう形で今後やっていくのか。今年度の見直し、あるいは、地域限定してやっていくのか、計画的にやっていくのか、そのあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

○藤本生活安全課長

交通安全の施設には、交通の安全と円滑な流れを目指して道路管理者が行う施設と、山口県公安委員会が整備するものがあります。道路管理者が行う施設として、今回、光市として700万円の施設の予算説明したところでございますが、主に光市の安全施設では、防護柵、道路標識、路面表示区画線、道路照明、カーブミラー、視線誘導線等があります。また、公安委員会が設置する安全施設には、主なもので交通信号機、交通情報板、止まれなどの道路標識、路面標示などがあります。

今回の予算は、地域から要望のあった区画線の引き直しを5路線、道路反射鏡カーブミラーの設置ということで要望のあった12件、防護柵の設置関係2件を当初の700万円の予算に計上しております。

また、先ほど言われました横断歩道等は、山口県公安委員会が設置する施設でありますので、そういう形の中で、県のほうで要望があったものに対して予算措置をされている状況でございます。

以上です。

○中本委員

わかりました。要望によってその標示を変えていく、あるいは、道路標識を含めて、カーブミラーを含めてやっていこうということになります。

市内の中で県道・国道・市道ありますが、公安委員会の業務の中で、やはりもし事故があったら光市だというようなことになりますので、県の公安委員会の管轄でありましょうが、今の横断歩道等の見えにくい部分については、積極的に標識わかりやすくやっていく必要があると思いますが、特に、県道の横断歩道の見えにくいというのが非常に多くなっておりますので、ちょっとそのあたり、もう一回よろしく願いいたします。

○藤本生活安全課長

県の設置工事の中で横断歩道に関していえば、例えば市役所前の市道8mの道路があります。設置するのに、単独工事ですと15万円相当の経費がかかるそうです。要望があったものを県に上申して設置する中で、単独工事であれば単価が高くなるため、光市内の工事箇所など山口県東部でまとめて県は一括工事を出していますので、要望の

時期から設置の時期まで半年ぐらいかかるのが現状であります。
以上です。

○中本委員

わかりました。横断歩道はかなり、15万円ということで経費がかかりますので、大変なことだなど。しかしながら、市内にある標示は、決して怠ってはいけません。高齢者になって見えない。信号があれば、そこに横断歩道があるので、今は明確にわかりま
すけれども、しかし、それでも見えにくいということでもありますので、公安委員会の
ほうに強く要望しておいていただきたい。あちこちで信号機もついておりますので、
また29年度もそういう安全な政策については、しっかり公安委員会のほうに、警察の
ほうに申し出をしていただきたいということをお願いをしておきます。
以上であります。

○森重委員

何点かお聞きいたします。

まず、予算書は55ページ、当初予算は38ページで、地域づくり推進事業の交付金等
のところですけども、今回、山間部のほうでは、地域おこし協力隊等のいろいろ活用も検
討されておりまして、コミュニティープランのできているところ、できていないところ、い
ろいろさまざまあると思うんですが、今時点での市全域でのコミュニティープランの進捗
状況といいますか、状況をちょっとお聞きしたいと思います。

○縄田地域づくり推進課長

現時点でコミュニティープランを策定された地区は、6地区あります。具体的には、大
和、東荷、塩田、周防、それから三島、伊保木の6地区です。
以上です。

○森重委員

済いません。私もちょっとこのコミュニティープランのことをよく勉強していないん
ですけども、大体これから地方自治を目指されて、地域自治ですかね。その第一歩の
大きなプランづくりというか、取り組みということになると思うんですけども、これ
を今からどのぐらいの期間で全コミュニティーがそれを作成するとかというのが、あ
るんですか。

○縄田地域づくり推進課長

全地区でコミュニティープランをいつまでに策定するかということではありますが、策定
時期というのは特には決められておりませんが、これから地域自治を目指す上ではコ
ミュニティープランが必要でありまして、地域の課題解決に向けて地域全体で取り組む
という形では、コミュニティープランは絶対に必要なものと考えておりますことから、
現在、未策定地域におきましても、地域の皆さんにコミュニティープランの必要性等を

理解していただきながら、できるだけ早く策定に向けた作業に取り組んでいけるよう支援していきたいと考えております。

以上です。

○森重委員

今後、このコミュニティー単位のいろんなやはり自治活動、自治づくりというのは非常に重要な視点になってまいりますので、現場現場におきましては、さまざまな陣容とか、人のできるできないとか、さまざまなことがあると思いますけども、ぜひこのあたり、これからの社会づくりにも非常に重要な部分になっていきますので、力を入れていっていただきたいことを要望しておきたいと思います。

それと、もう一点お聞きいたします。

予算書は97ページです。97ページの人権と男女共同参画の人権推進費のところですけども、先ほど印刷製本で、今回、人権の冊子と、それから、男女共同参画の基本計画も大変素晴らしいものができたわけですけども、これを本冊は300と、それから概要版4,000部ですかね。これを市民、学校、企業という、これに周知徹底するために配布とかいうふうなことになると思うんですけども、そのあたりはどのように配布され活用されるのかをちょっとお聞きしておきたいと思います。

○大山人権推進課長

本冊につきましては、市役所、学校、議会関係、その他、県とか他市町等において配布したり、また、市内の各施設に閲覧用として置いておく、そういったことを基本に考えております。

また、概要版につきましては、「光市女性の集い」とか「光市人権を考える集い」とかの行事で、また「男女共同参画推進ネットワーク」と連携をとりながら、各種の催し物とか出前講座などで配布をしながら、啓発・周知に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○森重委員

特に学校に関して、人権、男女共同参画、どのようにこれはお使いになりますか。

○大山人権推進課長

学校につきましては、現在のところ、人権教育課と連携をとりながら、人権教育推進協議会や学校教育課とも連携を図り、配布について、あるいは学習についても対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○森重委員

特に光市の教育ということで、今、教育大綱もできましたし、また、光市の独自性で

ありますコミュニティ・スクール等もありますので、こういうものの活用をやはりしっかり、いかに活かしていくかということをしっかりそういう視点で考えていただきたいというふうに要望しておきます。

以上です。

○河村委員

今のところで、97ページの中段、貸付償還金返納事業の県支出金返納金ということで、同和福祉の何か住宅関係か何かの話がされましたが、雑入か何かの入りの話もなかったんですが、ちょっともう一度説明をお願いできますかね。

○大山人権推進課長

97ページ中ほどの県支出金返納金ということでございます。これは、入りのところでちょっと御説明したと思うんですけども。

○河村委員

あ、したかい。

○大山人権推進課長

同和福祉援護資金貸付金というのがございまして、この貸付金を貸しておるんですけども、この貸付金の県の補助率が3分の2となっております。この県の補助金の部分を現在返納しているところでございます。各年度の元金の3分の2を翌年度に返済をするという形で、入りは償還金でありまして、その3分の2を県のほうにお返しするというような事業でございます。

以上です。

○河村委員

入りのところはどこじゃったかい。ごめんなさい。

○大山人権推進課長

入りにつきましては、予算書の31ページの下から2段目、同和福祉援護資金貸付金元利収入のところでございます。

以上です。

○河村委員

貸付金が194万3,000円で返納金のほうが多いが、補助金ちゅうのは、もろうたお金なんじゃないんかいね。

○大山人権推進課長

この補助金については、実は平成18年に県と県内の各市町と覚書を交わしております

て、これにつきましては県に返済していくというような取り決めがなされておりますので、こういった形で現在進めておるところでございます。
以上です。

○河村委員

そういうふうになると、今までもらいよった補助金、あるいは、これから出てくるであろう補助金についても、返済義務が生じることがあると、こういう解釈になるんですが、そういう覚書ちゅうのは、しちゃいけんのじゃないかね。

○大山人権推進課長

補助金につきましては、確かにやはり市町としては返納するほうが不利にはなりませんけれども、やはり18年度に返納に関する覚書というのを結んでおりまして、今後についても、基本的にはこれに従って続けて行ってまいりたいと考えております。
以上です。

○河村委員

わかりました。ぜひ何か、流域下水道を見るような感じがするんで、交渉事でありますから、相手ともう一度よくこういう意見が議会でもあったというふうなことで、話し合いの土俵に乗せていただけたらと思います。

ちょっと確認なんですけど、あと何ぼ残っちゃうのかという、住宅新築資金等の貸し付けも含めて、当初から収納率がたしか悪かったはずなんですよ。だから、相当金額が残っちゃうと思うんですが、最後、じゃあ今回みたいな反対、逆転しとるわけね。返済部分のほうが多いわけですから。そうすると、収入がなくても返さなきゃいけないのかと、こういう話になるような気がするんですよ。要するに、今、残高と今後の見込みについてちょっと話をしてもらっていいですか。

○大山人権推進課長

今、31ページの歳入のほうでございますが、これは今回29年度に入ってくる貸付金の返済額の予定でございます。もう一つの97ページの県の支出金返納金につきましては、これは、27年度や28年度におきまして実際に返ってきた貸付金の返済額から見込みを算出したものでございます。

以上です。

○河村委員

まあええ。要するに、この援護資金の残高、それから住宅新築資金の残高が何ぼあって、今後の、要は返済金額をどういう格好で見ちよったのか。要するに、今回、今出てきちよる分は、返済金のほうがちょっと多いちゅうことは、返済にかかわらず、何ぼか定期的に返済せんにゃいけないのじゃないかという感覚じゃないの。全くない。じゃあ、ちょっとその辺を。

○大山人権推進課長

返納金につきましては、前年度の実績に基づきまして計算をしております。だから、前年度が、例えば200万円であれば、その3分の2の額で返済をして参るということが決まっております。

以上です。

○河村委員

なるほど。いや、残額。

○大山人権推進課長

現在の残額につきましては、住宅新築資金等貸付金につきましては約3億1,000万円、同和福祉援護資金貸付金につきましては約2億3,000万円となっております。

○委員長

よろしいですか。

○河村委員

これはええですよ。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田邊委員

一般会計予算書の12ページを開いてください。それと、光市の当初予算、この概要の4ページをお願いします。よろしいですか。

平成29年度光市当初予算案の概要で、歳入の状況、一般会計市税、平成29年度の予算額約79億4,000万円、平成28年度約76億円です。増額は3億3,900万円ではありますが、増減率プラス4.5%です。28年度、27年度、26年度を調べてみましたが、28年度はマイナス7.7%で、27年度はマイナス7.1%、26年度はプラスの9.7%でした。こういった流れの説明をわかりやすくではいいんですけど、新人議員でありますので、この流れをちょっと教えてもらいたいのです。よろしくをお願いします。

○田中市民部次長兼税務課長

市税全体では、今回が4.5%アップということでございます。毎年予算は、それぞれの税目ごとに見積もっております。先ほど説明しましたように、過去の実績や、今であれば28年度の実績見込み、それから税制改正の影響、地財計画等ですね。そういうものをもとにして見込んでおります。ですから、結果的に見込んだ額が対前年度比何%かという結果でございます。

以上でございます。

○田邊委員

また、29年度は税収の増により、毎年必要な経常収支比率は改善する見込みとあり、過去の債務の支払いである実質公債費比率は、一部の事務組合に係る公債費の増により上昇するとありますが、またこれも詳しくよろしくお願いします。

○委員長

執行部、所管外ということで。

○田中市民部次長兼税務課長

所管外です。

○田邊委員

すいません。失礼しました。

それでは、市税のところがありますよね、今、5ページの市税のところ。個人市民税は課税標準額の増額等とあります、上段に。これの増額等というのはどういうことなんでしょうか。課税標準額の増額等とありますけど。

○田中市民部次長兼税務課長

予算見込みの際、税率を掛ける前の数字が課税標準額というんですが、これも予算を見込んだ中でそういうものが増加したということでございます。

以上です。

○田邊委員

12ページの歳入の一般会計のところですけど、2億4,194万円市民税がふえているところが、この理由はこういったことなんでしょうか。2段目です。

○田中市民部次長兼税務課長

これも先ほど説明しましたが、一応28年度の決算見込み等を算出しまして、その上で、例えば、寄付金控除が今ちょっと割と多めに出ておって、それがマイナス要因であるとかですね。そういういろいろもろもろのものを精査して、今、見込んでおります。

あと、給与所得については、県の統計調査がありまして、その数字から見て給与収入0.2%増というようなことで見込んでおります。

以上です。

○田邊委員

市民の税金がふえたという単純な考え方でよろしいんでしょうか、前年度に比べて。

○田中市民部次長兼税務課長

そういうことです。

○田邊委員

わかりました。人口も余り変わっていないと思われて、また景気もよくないと思われたんで、どうしてかなと疑問に思ったんで、市民の税金が単純に上がったということで理解してよろしいわけですね。わかりました。

それと、もう一つ。さっきの光市当初予算案の概要の5ページの一番下の段のところで、市債の臨時財政対策債、これはどういったことなのか説明をしてもらいたいんですけど、大丈夫でしょうか。これも所管外でしょうか。

○森重副市長

本来所管外なんですけども、昨日の政策企画部のときのこともありましたので、臨時財政対策債についてお答えいたします。本来、地方交付税制度は国内の市町村が、均一的な住民サービスを行って行く上で、人口や面積であったりそれぞれ異なっているわけでありますが、そこに住んでおられる方々が一定のサービスを享受するために、必要な費用について、一定のルールに基づく財源配分のしくみとして地方交付税制度というものがございます。その地方交付税制度は、本来、基準財政収入額と基準財政需要額により構成され、交付される自治体と交付されない自治体というのが発生するわけでございます。地方交付税の財源が国において確保されて、それがそれぞれの市町村に交付されればよいのですが、さまざまな事由によってその財源が確保できていないという背景から、国は地方公共団体にその財源を先に借金において用意をしてくださいと。それが臨時財政対策債でありまして、その元利償還金については、国のほうが基本的に将来の地方交付税において負担をしていくということでありまして、今年度の光市の臨時財政対策債については、そのあたりを鑑みて発行をしているという状況でございます。
以上でございます。

○田邊委員

所管外でも大丈夫なんですか。

○委員長

いや、所管外は…。

○田邊委員

いや、それに、今の質問に対しては、質問することはもうだめですよ。いいです。
(発言する者あり) 限度額とかちゅうのが、枠内の限度額ちゅうのが恐らくあると思われるんですけど、それがどの程度なんかいうのがちょっと知りたいんですけど、ちょっとどうなんかなと思って。

○森重副市長

再度の御質問をいただきました。29年度予算におきます限度額はいくらかという御質

問でございますが、ちょっと詳細については私は把握しかねておりますが、今年度当初予算ベースで発行を今予定をしている臨時財政対策債の額が11億2,000万円で、この額が限度額かは改めて御返答させていただきます。

○田邊委員

市民サービスと言われたんで、限度額いっぱいに使われて、市民サービスに使われたらありがたいなと私は思っております。

以上で終わります。済いません。

○河村委員

予算説明資料の7ページで、今、固定資産税の資料なんですが、7ページです。28年度の調定実績を見込んで29年度の調定見込額が出てきたんだと思うんですが、例えば、見込額が100%としたときの金額ちゅうのは何ぼになるの。この見込額という意味がちょっとようわからんのやけど、算定根拠に従って算定した金額の総額は何ぼ。

○田中市民部次長兼税務課長

先ほど私が見込額という表現をよく使ったわけですけど、これは28年度まだ閉めておりませんので、全て見込額になるわけですが、調定といいまして、幾ら払ってくださいよというようなものが課税の当初にも把握できますし、それ以後変更した額を把握することができます。それから見込んで、大体これぐらいじゃないかというのを見込額というふうに申しております。こちらのほうで見込額というのは、この表現にはございませんが、28年度の調定実績をもとにやったということで、すなわち調定実績がほぼ見込額というふうに御理解いただければと思います。

○河村委員

いや、ほぼ見込額じゃなくて、要するに27年度については7%ぐらいダウン、減じゃったのよね。

だから、それは、今回はふえたのは、調定というか市税収入が多かった、今年は、28年度。29年度の予算立てはその多い実績を根拠に予算立てをした、見込み額を決めたところという話やろ。

だから、そうじゃない、そんなことを言うたら、収納率そのものが怪しいわね。実際に本当の課税額というのは、一体何ぼですかと、それを教えてといいよる。

○田中市民部次長兼税務課長

28年度の今の調定実績ということでよろしいのでしょうか。

○河村委員

調定実績というのは収納じゃろう。入ったお金じゃないん。入ってないお金なの。

○田中市民部次長兼税務課長

入ってないお金です。

ですから、調定実績に収納率を掛けると入ってくるであろうというものになります。

○河村委員

とすると、29年度の調定見込み額という表現が悪いんかい。

要は、課税額ということの表現が、これじゃ見込み額になったと、こういうふうに捉えられれば、それでええんですが。どういうふうに解釈したらええかというのは、私なりにまた勉強してみますので、また教えてください。

今、固定資産税何ページやったですか。（「歳出」と呼ぶ者あり）歳出、67ページか。69ページの負担金補助及び交付金で、標準宅地不動産鑑定評価委託料ということになるわけですが、今、評価がえをやっているという話であったんですが、恐らく皆さんも御存じだろうとは思いますが、瀬山を越えると最近宅地、地下の評価が、えらい下がっておりまして、実績の取り引きについても評価額の半分が近い金額が出ております。

今まで、従前の評価業務でいくと、その上にあります固定資産土地評価業務委託料を1,330万円で、山口県不動産鑑定協会かな、何かに委託をしているわけですが、協会の担当者というのは、ほぼ山口県西部の方しかいなくて、毎回同じ人が担当しているようです。

地域の実情におうた評価がえというものが出てこないと、土地をお持ちの方については、もともと15万じゃたんじゃがのと、ほじゃが、5万にしかならなかったというような話が、最近結構よく聞くんです。

要は、鑑定をするに当たっての何か留意点等がありましたら、先に教えてもらっていいですか。

○田中市民部次長兼税務課長

固定資産税の評価につきましては、土地でございますが、現在、国の法律や大臣告示の固定資産評価基準といったものがございまして、それにのっとり、不動産鑑定士に標準宅地については、鑑定評価をお願いしております。

これは、国家資格を持った鑑定士でございまして、光市であれば、下関の鑑定士さん、周南、事務所ですが、そちらのほうにやっております。

気をつける点というのは、鑑定士さん自身が気をつける点というのはそれぞれあるかと思いますが、私どもとしましては、道路の幅員とか、その辺の土地の状況とか、公共的な下水道が通っておるとか、そういういろんな要素については、鑑定士さんに情報を提供して行っております。

また、鑑定士さん同士で市内全体の鑑定についても、御協力いただいております。以上でございます。

○河村委員

西部の方が多ということで、なかなか地域の実情がわかりにくいという点があるん

だと思っんです。周南と言われましたが、周南の方がそこへ入っておられるかどうか、ようわかりませんが、入ってないような……入ってますか。

これほど、今、地価が下落してくるといふ認識が余りなかったんで、特に、評価額よりも低い基準については、取り引き実例といふものをしっかり情報提供をしてあげる必要があるんだと思っんです。

なおかつ、その中で、何でそこまで下がるかといふようなことも含めて御意見を頂戴できれば、多少の参考になることがあるかもわかりませんので、そこあたりのところをしっかり対応をしていただきたいなど、結構、もともと室積のほうは結構土地が高かったんですよ。

だから、固定資産税も当然高かったんですが、それが実際に売買しようかと思ったら、極端に低くなっているといふことで、意欲が落ちている、投資欲が当然、今なくなっているんです。そのあたりについては、ある程度、分析も必要やし、理解をするための努力もいるんだらうと思っしますので、しっかり対応していただいたらと思っします。

それから、179ページ、説明のときに、駐輪場と言っちゃったような気がするんですが、駐輪場じゃったですかね、駐輪場の管理委託、それから指導整理委託について、駐輪場といや、当然自転車でしょうから、駐輪料金をいただくといふのは、難しいんじゃないらうと思っんです。以外に、お金をかける金額が大きい、しかも土地借り上げ料といふのもあるから、もう一回中身を説明してもらっていいですか。

○藤本生活安全課長

駐輪場は、光市に、光駅前には78台の駐輪場とJR島田駅には243台の駐輪場があります。駐輪場のうち、そのうち光駅に、シルバー人材センターの方をお二人雇うて、朝2時間、高校の生徒に対する、自転車の整理整頓と指導といふことと、島田駅前に1名1時間といふことで、シルバーのほうから整理員を雇っております。

その合計が、駐輪場指導整理委託料として188万8,000円を予算化しております。

それと、もう一点、駐輪場管理委託料といふことで、年2回放置された自転車を、1週間かけて撤去します。2週間目には、もう使わなかったら撤去しますといふことで、張り紙を張って、1カ月使用されない自転車を拾得物として、光市が保管して警察に届け、その委託料が26万6,000円です。年に2回実施しています。シルバー人材センターと契約をしております。

以上が、駐輪場の委託料の御説明になります。

○河村委員

4カ所と言われたような気がするんで、今、光駅前と島田駅前と2カ所しか言っってなかったような、それから土地の借り上げ料についてはどうやったですか。

○藤本生活安全課長

光駅前の北側に1台駐輪場がありまして、あと西側の交番の後ろに1つの駐輪場がありまして、あとホテルの前に駐輪場があっって、光駅前関係が3つあります。それと上島田の島田駅の農村婦人の家の隣に1つの駐輪場がありまして、4つの駐輪場を管理

しております。

それと、土地借り上げ料は光駅前の一部の土地をJRの西日本不動産から37万9,000円で借り上げて、駐輪場として使用しております。

以上です。

○河村委員

土地の借り上げ料ですが、JRに乗る人のための駐輪場なんで、払わないけんかどうかというような問題があるんだと思いますから、何かの会議にでも出られたら、ちょっと意見を言っておいてほしいなど、都会でもこの話は随分もめたことがたくさんありまして、JRのほうは、積極的に整備しているところもあるんですよ。乗車をやろうということ。

だから、ある程度は、駐輪場を整備するのはJRの本当は仕事なんで、うちがここまでお金をかけんといけんというのは、ないような気がするんで、何かのときに、ぜひお願いをいたします。

それから、115ページ、中山川ダムの維持管理ということなんですが、これも要望しておきますので、満水になったら上から放水をされるわけですが、あれは渇水時の対策用のダムやったんで、発電機能というのは一切ないんです。

けど、上から落ちてくる水に変わりはないんで、何かのときに、ただ単に、これかれ先もずっと維持管理だけやられるというのは、お金をかけるばかりなんで、発電機能というのがあると、利用まえがいいというか、ありがたみが出てくるんで、ぜひそのあたりについて、会議に出られたら発言をしていただきたらと思います。

それから、ちょっとこれだけ言うておきましょう。

55ページの地域づくり支援センターの管理事業で、施設整備工事ということで、照明代が上がっていますが、1階のトイレの、故障なんだと思うんですが、2年以上、3年なるんじゃないかな。

トイレの数というのは、利用者の数に応じて設計をというふうに、当初からできているはずなんで、そのまま放置するのは、どうも理解に苦しむんです。

体裁も悪い。よそから来っちゃった人が、いつ行っても修理中という紙を張るというのは、ちょっと体裁が悪いんで、何か思いがあれば言ってください。

○縄田地域づくり推進課長

地域づくり支援センターの男性用トイレと思いますけど、現在1階の男性用トイレの小便器について、4台のうち1台がセンサーの故障ということで、使用不能な状態になっております。残りの3台につきましては使っていただいております。

2階にも同じくトイレが1か所あり、小便器が4つあります。このように、地域づくり支援センターには、7台の小便器が使用可能でありまして利用していただいております。

なお、委員ご指摘のように、小便器1台につきましては、かなり以前から故障ということで、使用不能になっております。理由としては、施設自体が古く、トイレも古い

ということで、交換する部品が既になく、修繕するのであれば、便器自体を全て取りかえるということになりまして、それなりの金額が必要ということで、現在使用中止という状態にしております。

今のところ、利用者からトイレの数が少なくて困るというお話は聞いておりませんが、修繕につきましては、もう一度、業者に確認しまして、金額等もはじき検討したいと考えます。

以上です。

○河村委員

大した故障でないのなら、例えば、1日に3回か4回ぐらいなら、バケツ持って行って流したんでええじゃん。今のまま放置というのは格好が悪い。

上下合わせて8基あるから、2階には2階で、例えば利用者が重なったときを想定しての数を決めたと思うんで、そのあたりのところは、現状そうあるものについては、そういうふうにしたほうがいいと、私は思いますので、皆さんで検討してください。

それから、申しわけないんですが、61ページに、安全対策費の中で交通安全協会の補助金というのがあります。何のお金なのかというのが、ようわからんのですが、昔は、ほとんどの人が交通安全協会に加入して、年間当たり500円払っているんです。ここんところ免許証の受け取りが結構自由になったんで、加入率が恐らくものすごい下がっているんだと思うんです。何かやらんにゃいけんことについては、恐らく県のほうからお金がおりてくるはずなんです。

だから、何か特段なものがあったのかなかったのか、市としてどうしてもやらないけんというのがあるんなら、それだけ言っていただけますか。

○藤本生活安全課長

光市では、以前、光市交通安全協会と光地区自転車安全教育推進委員会という2つの組織がありまして、いわゆる交通のプロ、交通安全のプロとして、市の職員を雇わずして、今、交通安全協会の専門の指導員と啓発活動をお願いしています。一応本来でいう、うちがやる交通安全行政の一端を、この協会をお願いをしとるという状況があります。

以上です。

○河村委員

ということは、人件費ということやったんやね、これは。

○藤本生活安全課長

人件費というか、交通安全キャンペーンなり、小中学校の交通安全教室、高齢者の交通安全教室等を、いろいろな事業を光市と光交通安全協会との協賛でやる事業であります。

○河村委員

わかりました。お願いをしておきます。

側からは、交通安全協会の入金状況といいますか、お金がどういうふうになっているかというのは、よくわかりませんので、そのあたりのことについては、しっかり把握をしていただいて、ふだんは、さっきもありました、横断歩道とか、これは公安協会だと、こういう話を片一方ではするのいね。だけど、実際に自分らもソフト面じゃ絶対に入れさせてくれん。だからそんなところも含めて、やるんなら皆一緒にやろうやという話が、どっかでいるんやろうと思いますから、これも話をしてください。

それと、1つ上の光市幼保安全協議会補助金9,000円、今の話からいうと、9,000円でこの中に入れてから、一緒に安全対策をしてもろうたら、すごいええような気がする。だから、これもどういうふうに整理をしたらいいのかというのは考えていただいたらと思います。

あんまり言うちゃいけないのですが、安全対策事務費の一番下段の街路照明推進協議会補助金433灯の一部ということですが、パーセンテージだけでも聞いていいですか。

○藤本生活安全課長

パーセンテージは予算の…。

○河村委員

250万円じゃろ。433灯あって、その一部のお金として250万円とこういうふうに言われたんで、一部というのは何%ですか。何灯分ですか。

○藤本生活安全課長

街路照明推進協議会の予算の内訳なんですけど、一般にスポンサーから年間600万円近くの、いわゆるスポンサー料が入っております。それと、光市の補助金250万円合わせて850万円と、あと繰越金56万円合わせて915万円がこの組織を運営して、この会を運営させておまして、そのうち250万円が電気代、その他維持管理分等に、修繕料等に充てております。

以上です。

○河村委員

わかりました。

65ページ、支所及び出張所運営費、清掃委託料53万8,000円、宿日直委託料330万円、複写機等使用料37万6,000円について、詳しいお話をいただいていいですか。（発言する者あり）さっき説明したんで、出張所でもいいですけど…。（発言する者あり）あ、大和支所…そういうことね…。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○河村委員

このくらいにしておきましょうか。

○森重副市長

先ほど、田邊委員さんのほうから、臨時財政対策債の話がございましたが、ただ今整理をさせていただきました。

29年度の臨時財政対策債の発行限度額は、11億2,000万円でございます。限度額を予算計上しているところでございます。よろしくお願いいたします。

討 論

○田邊委員

先ほど質疑しました、12ページをもう一度開いてください。

議案第1号 平成29年度光市一般会計予算市民部所管分、このたび2億4,194万5,000円の増税ということで、この予算案には賛成できませんので……

○委員長

田邊委員、もう一度、発言願います。今、聞き洩らしました。

○田邊委員

市民税……

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

討論はなしということで確認させていただきます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第2号 平成29年度光市国民健康保険特別会計予算

説 明：田村市民課長 ～別紙

質 疑

○森重委員

1点だけお聞きいたします。予算書の21ページですけど、疾病予防、保健指導事業ですけど、平成29年度の国保税の負担軽減措置の拡大ということで、今回この糖尿病性腎症重症化予防事業委託料というのが上がっております。

今、簡単にかかりつけ医といろいろ連携とりながら、重症化を防いでいくというお話

でしたけども、このあたりをもう少し詳しく、どのようなことに取り組むのか、というふうなシステムのそのあたりをちょっと。

多分これはまた、透析患者等になることを防ぐ事前の対策というふうに捉えておりますけれども、現在、光市の透析患者さんの状況、そしてその費用がどれだけかかるかという、そのあたりを、今後の認識を深める意味でお聞きしたいと思います。

○田村市民課長

糖尿病でございますけど、放置すると網膜症や腎症、神経障害などの合併症をおこし、患者さんの生活の質を著しく低下させるというもので、医療費に関しましても、そこそこかかるかなというところでございます。

先ほど、委員のほうからもお話がございましたが、人工透析になられる前の患者さんといえますか、そういう患者さんに対して保健指導を行うというものでございます。

医療費でお話をさせていただきますが、人工透析患者の方であれば、年間1人当たり約500万円かかると、今回対象としているのが、その前の腎不全期、顕性腎症期という分類があるんですけど、そこに該当される方なんですけど、腎不全期、インスリンの注射とか、食事療法、運動制限、生活制限がかかる方でございます。これの方が年間約50万円。顕性腎症期、薬の投薬と食事療法なり、運動の軽度制限なりの方が25万円、年間ですね、ぐらいかかるというふうに言われております。

1、2期合併症なしで、早期腎症期という方であれば、年間で約5万円ぐらいであろうというふうに言われております。

それで、平成27年の8月診療分と、平成28年の8月診療分で、人工透析患者の分析を行ったところでございますが、1名の方が新規に人工透析に移行されたということがわかったところでございます。

このような新たな糖尿病による人工透析患者を発生させないことを目的として、糖尿病が重症化するリスクが高い被保険者に対して、保健指導を実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○森重委員

光市で透析患者さん何名ぐらいいらっしゃるかというのはあるんですか。

○田村市民課長

データの直近のものがありませんけど、先ほど言いました、28年8月診療で人工透析で受診された方が15名でございます。

○森重委員

これは、実際、自分のかかりつけ医のところ、このような数値とか、そういうふうな症状というか、危機感が出た場合に、保健指導というのは、病院を通して、そのあたりはよくわからない。

○田村市民課長

保健指導といますか、どうしても専門的な分析、これが必要になろうと思うので、レセプトなり、健診結果を専門の業者に分析していただいて、患者さんのほうに、今こういう状態であるよという形の中で、かかりつけ医さんと協力しながら、一応保健指導的なものは、そういう業者のほうやるような形になるんですけど、あくまでも、かかりつけ医さんと連携した中で、そういうものをしていきたいということでございます。

○森重委員

わかりました。予防ということで、事前に、やはり早目にそういう措置をしていくことによって、その人のクオリティ・オブ・ライフといますか、生活の質も変わってきますので、今回、国がこのようなところに重点的に配分を行ったということで、高齢化も進んでいますし、糖尿病も同じように進みますので、ふえてまいりますので、そのあたりの予防、保健指導をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

先ほどのヘルスチェック事業の21ページです。

人工透析が15人ということであったんですが、市立病院は、結構ベッドの確保を随分やっておられたと思うんですけども、やはりトータルで何人かというようなのを含めながら、対応していく必要があるような気がするんです。

10分の10の事業やから、ええとか悪いとかいう問題じゃないんですが、できるだけ健康増進事業、前に、去年かおとし、たしか保険税の軽減をやったんですが、軽減も大事ですが、健康増進に少しお金を回して、病気になる人を減らすというのも、今、生活しおる人にとっては大切なことなんで、そういう事業をやっただけたらなと思うんですが。

上段の特定健康診査等事業で、いろんな節目とか、いろんな検診があるんだと思うんですが、受診率、それとこの事業費をそのものというのは、100%組んであるんですか。

○田村市民課長

受診率ということで御質問でございます。

平成27年度の実績で、受診率が30%ほどであったと思っております。

国が示しておりますのは、60%という形で示しておりますけど、そこまではでていない。30.3%です。そういう状況です。

○河村委員

事業費は、今の答弁漏れ。

○田村市民課長

予算組みのほうですけど、受診率27年度の実績で30.3%ということでございますので、若干多めな形では予算計上しているところでございます。
以上です。

○河村委員

パーセンテージが出んのなら、何人分というような格好で、私、構いはせんのですけど、3,938万4,000円の事業費は、何が何ぼというような、恐らく数字をはじいて出されたんだと思いますので、何でそういう話をするかというたら、30%のやつを倍にせんといけん、今の話でいくと、60%にせんといけんということは。
そうするとそういうものの方策と、あるいは、国からもろうたお金は何に使うてもええということじゃないと思いますが、そういう健康増進のお金に回せるのか、回せんのか、そのことはどんなですか。

○田村市民課長

すみません。大変失礼をいたしました。
件数でございますが、3,650人分ということで予算計上はいたしております。
先ほど健康増進というお話がございましたけど、国のこういう補助金につきましては、あくまでも国保の被保険者が対象ということでございます。
以上です。

○河村委員

あくまでも、国保の人を対象に話をしおるんですよ。社会保険の人を対象に健康増進をやってくれということではないんで。
そういうことが、もし可能になるような努力をしていただいて、ぜひ保険税として、うちの場合取っていますので、難しいのかどうか、ようわかりませんが、うまく柔軟に対応できるように、対応を考えていただいたらと思います。
以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑥議案第7号 平成29年度光市後期高齢者医療特別会計予算

説 明：田村市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告

①第3次光市収納率向上対策プラン（案）

説 明：杉本収納対策課長 ～別紙

質 疑：なし

②光市人権施策推進指針（案）

説 明：大山人権推進課長 ～別紙

質 疑：なし

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第11号 光市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

説 明：小田総務部次長兼総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第12号 光市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

説 明：小田総務部次長兼総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第20号 光市職員退職年金条例等を廃止する条例

説 明：小田総務部次長兼総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第1号 平成29年度光市一般会計予算（総務部・消防担当部所管分）

説 明：小田総務部次長兼総務課長、中尾防災危機管理課長 ～別紙

質 疑

○仲山委員

63ページの下のほうの段で、防災諸費のところ、防災事務費の中の講師謝金等と費用

弁償が、これが、自主防災組織リーダー向けの研修の分だと思っただけなんですけれども、この予算でどのような方法、実施をなさるのか、それからまた、期待する効果、狙い、そのあたりのことについて、現時点で伺えることがあればお伺いしたいと思います。

○中尾防災危機管理課長

費用弁償、講師謝金等での御質問にお答えいたします。

委員言われるように、これは、自主防災リーダー研修会等におきましての外部講師による研修費ということでございます。

期待する効果といたしましては、まず、自主防災リーダー研修会におきましては、光市で想定される災害や、発信される情報に対応する行動などについての講習を行い、自主防災組織の活動に生かしてもらおうことを考えております。

それから、コミュニティーセンター単位での研修会も考えておきまして、その地域に対応した災害を想定し、研修することで、その地域に住まわれている方に対して、災害を理解していただき、自主防災組織の活動や避難をされる場合などに役立てていただければと考えております。

○仲山委員

ちょっと気になったのが、金額なんです、予算が。9万円と9,000円という金額が上がっておりまして、この金額ですので、どういうことを何回ぐらい、どういう感じで行われるのかなということを伺いできればと。

○中尾防災危機管理課長

この金額、9万円と9,000円ということでございますが、まず、9万円のほうでございますけれども、3回の講習会ということで考えております。

それから、9,000円につきましては、それに伴う交通費3回分ということで考えております。

○仲山委員

3回講師の方を招いて、講座をとるか、研修やられると。それと、それ以外にも考えているという、これは、この予算とは関係なくということかな……。この予算の中で、そういうことを全てやられるという感じで。

○中尾防災危機管理課長

この予算の中では、まず、自主防災リーダー研修会での1回と、あと、各コミュニティーセンター単位での講習会というか、研修会を2回ということでの3回を考えております。

○仲山委員

ありがとうございました。わかりました、ありがとうございました。

あと、もう一点よろしいでしょうか。その下のほうになりますけれども、ここに食糧費24万9,000円というのがあるんですけども、これがひょっとしたら、これ確認なんですけども、これ、備蓄食、非常食に当たるんでしょうか。

○中尾防災危機管理課長

食糧費は、備蓄食料の購入費でございます。

○仲山委員

ローリングストックといいますか、毎年買い足しながら、訓練等のときに期限が来たものから、何というんでしょうか、体験というか、試食していただいたりとか、そういうふうに使っていらっしゃる分だと思っておりますけれども、毎年どれぐらいの量を買われているのか。それで、何年分ぐらいストックしてあって、その量がこのまちのストックとして、どの程度の役に立つというか、そういうふうを考えていらっしゃるか、そのあたり、お伺いしたいと思います。

○中尾防災危機管理課長

備蓄の内容につきましては、現在、非常食を3,050食、保存水を3,000本保有をしております。この非常食は、賞味期限が5年となっておりますので、毎年600食分購入し、ローリングストックによって入れかえを行っております。

それから、備蓄食につきましては、1,000人の1日分として3,000食ということで考えております。

○仲山委員

ありがとうございました。なかなかまちのサイズに対して、幾らでもたくさんためておくというわけにもいかない中でしょうから、あれですけども、そういうふうな考え方でやっていらっしゃることが理解できましたので、ありがとうございました。

○中本委員

それでは、47ページ、庁舎の耐震化についてであります。

御承知のとおり、市役所の庁舎、耐震診断2次診断を行っておりますが、耐震の数値のI s値が非常に少ないという数値でありまして、震度6から7によっては倒壊・崩壊というような危険な状況かなというふうに思っております。

今回は、市長さんの安心・安全なまちづくりを掲げておられますように、危機感を持って本庁舎の耐震に取り組みというような、検討するよという市長の指示が出まして、予算化をされておられます。

この耐震化のあり方についてであります。今回、安心・安全な暮らしを守る地域自治システムプロジェクトに、中に入っておりますが、これは、5年間ということで、29年、33年度の5年間で行うということですが、この耐震化の検討については、ちょっと29年度である程度の方向性を示されるのかどうか、そのあたりをちょっとお聞き

したいと思います。

○小田総務部次長兼総務課長

47ページの調査業務委託料に関連をいたしますが、改めて御説明をさせていただきますと、これは今、委員仰せのように、最初、I s 値が0.10という本庁舎について、市長の早急にあり方を検討するようという指示を受けまして、予算計上いたしたところであります。

調査の内容につきまして、まず御説明をさせていただきますと、議決をいただいた後には、速やかに発注に必要な準備を進めてまいりたいと考えておりますが、検証の内容につきましては、大きくポイントが2点ございます。

まず、第1点目としては、現庁舎の耐震化について、どの程度の耐震補強が可能なのか、まず、これを整理しようとするものであります。

国交省によりまして、耐震化につきましては、技術可能性はもとより、具体的な市民サービス面や執務環境への影響等も十分検証した上で整理を進めるべきだということがございますので、こうした工事面の影響も踏まえた現実的な方法を設定することが必要となってまいります。

また、耐震の手法に応じては、はりや耐震壁、こうしたものの設置によって、本来求められる庁舎機能などにどの程度制約があるのか、こうしたもの、あるいは仮庁舎の必要性、工事の期間、さらには先ほど申し上げましたように、築後50年を経過をいたした現庁舎について、耐震後の施設の耐用年数、延命化工事の必要性等も検証する必要があります。

このため、現庁舎の設計構造や老朽度を踏まえた技術的な調査と検証を発注しようとするものであります。

また、2点目として、耐震補強以外の手法である建て替え等についても、手法の整理を含め、その規模、工事費、工期、財源確保策等について、一定の提案を求めたいと考えております。

委員のほうからは、29年度にどこまでというお尋ねであります。これらのまず報告を整理した上で、耐震化なのか建てかえなのかというものが、初めて検討可能になると認識しておりますので、当面は、技術な裏づけのある資料の整理を急ぎたいと考えております。

以上であります。

○中本委員

中身については、大体理解をしておりました。このあり方検討会で、耐震改修をしたならば、例えば、耐用年数が幾らですなど、現状では非常に厳しいというような結論になるのか。あるいはもう一つ、建てかえを視野に入れながら、検討会議するというものであります。

したがって、もし建てかえにするなら莫大な費用、あるいは耐震改修もかなりの費用が要るのかなど。現状で、技術的にどうなんかということも今から調査されるようであ

りますので、しっかりよく調査されまして、厳しい財政状況の中で、莫大な予算をつぎ込んでやる方がいいのか、そのことによって市民のサービスの低下が、怠るようなことにもなってしまうというふうな思いがいたしております。

しっかりとその手法を含めて、費用対効果の検証をしながら、早急に一定の方向が出て、結論が出るように強くお願いをしておきますので、よろしく願いをいたします。何かありましたら。

○小田総務部次長兼総務課長

大変申しわけございません。先ほどの御説明の中で、一応検討事業につきましては、調査の委託業務を考えております。その検証等につきましては、まずは事務方のほうで行う予定でありますので、この事業につきましては、当面は庁内、総務部所管において実施をします。検討会とか、そういう協議会を設置する予定は、当面はございませんので、改めてちょっと訂正をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○中本委員

わかりました。

○森重委員

1点、ちょっとお尋ねをいたします。予算書は48ページの人事管理費、当初予算案のほうでは37ページになりますけども、総務部所管ということで、職員の研修事業、今回、人材育成また研修体制の充実ということで、高度専門職員の短期雇用の調査研究及び、また職員の研修事業、このあたりの今後の方向性やお考え方というものをもう少し詳しく、いろいろ取り組みされますけども、そのあたりをもう少し詳しくお示しいただければと思いますけども。

○小田総務部次長兼総務課長

今、委員のほうから、予算説明資料の22ページのほうに、予算の概要の款別事業概要を載せております。この中の中ほど、黒い米印の高度専門職員の短期雇用の調査研究と、その下の職員研修事業について詳しくということですが、まず、高度専門職員の短期雇用について御説明をいたします。

この高度専門職員とは、行政法や民法等の、例えば法制執務能力を有した法曹有資格者、つまり弁護士とか、あるいは民間企業の経営手法導入のための業務コンサルタントが可能な公認会計士、こうした者を行政の職員として一定の期間を定めて、即戦力として確保しようとする手法で、全国的に注目されているものでございます。

これにつきましても、市長の指示に基づいて調査研究をして、今回、予算化をしたところではありますが、まず、基本となる雇用形態が少し複雑でありますので、説明をいたしますと、地方公務員のうち、我々一般職の職員を雇用する場合には、地方公務員法に基づきまして、期限の定めのない雇用、いわゆる、ざっくばらんに言いますと終身雇用

が基本となります。従来は、専門職員についても、なかなかそういう終身雇用形態でないと雇用ができませんので、突発的な事項とか高度専門職員の雇用が難しい状況にありました。こうした中、平成14年の話になりますが、地方公共団体の一般職の任期つき職員の採用、これに関する法律が制定をされております。これに基づいて任期つき職員の任用制度が創設をされました。都市部を中心であります、近年における業務の高度化等に対応するために、短期的に雇用する制度の導入が進んでいるものであります。

この制度につきまして、例えば、簡単に申し上げますと、弁護士、例えば、安い給料ではなかなか雇用が難しいということで、例えば、経験年数とかノウハウに応じて、次長級とか課長級に位置づけをして、法律上で申し上げますと、5年間が最長の雇用期間になります。この間において、この職級を与えて専門業務を行ってもらおうと、こういうような制度であります。

具体的に予算に戻りますと、予算書49ページの人事管理費のほうに、派遣経費4万5,000円を計上いたしておりますが、職員1名について、関西の導入事例の多い自治体に派遣させ、調査を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、ちょっと長くなって大変申しわけございません、職員研修事業、このポイントということではありますが、これは、一般質問でもお答えを部長のほうから差し上げておりますが、主な変更点につきましては、職員研修事業について、職員の資質や専門性を高めるための研修の体系化と強化を図ろうということを実施をすることとしております。

内容につきましては、特に職員育成のかなめとなります課長あるいは係長、こうした者の研修体系の高度化を図ろうとするものであります。

具体的には、予算書の、先ほどの49ページの4行目の職員研修委託料であります、外部の専門機関に委託をして、これまで自前で階層別研修を行ってまいりました。これについて、人づくり財団、先ほども派遣をするというお話もしたと思うんですが、こちらのセミナーパークを活用して、他の市、町との合同研修にシフトをしていこうということで、この結果、経費は大幅に75万円程度削減をされますが、費用対効果の向上を図ろうとするものであります。

一方、独自研修としましては、外部専門機関による評価研修、あるいは臨時職員を対象とする接遇研修等に重点化を図っていこうと考えております。

また、内部研修として、文書、法令執務、財務、会計事務、防災業務、OA能力向上、児童虐待防止など、こうした専門業務につきましては、現状の光市の専門職員による自前での研修を重点化をしようと考えております。

さらに、研修につきましては、テキストを用いた講師による研修のみではないと考えておりますことから、例えばであります、新規採用職員に関しては、これまでも市長のほうから課題を与えて、それをこなしていくという研修をしております。新聞の論説の縮約をさせたり、そういうことではありますが、こうしたものを始めまして、一般質問でもお答えをしております若手職員によるバルーン研修、これは、研修を受けた者が若い職員に自主研修として研修を行うと。あるいは、組織横断的な取り組みとしては、女性職員による第2期の市民サービス向上推進チーム、これが、業務改善についての提案

を行っておりますが、こういったものについても大きな成果を上げております。

また、市民の皆さんとともに地域づくりを実践している地域ふれあい協働隊の活動等についても、非常に大きな研修効果もあると思いますので、こうしたものも引き続き展開してまいりたいと思います。

以上でございます。

○森重委員

詳しくありがとうございました。やはり限られた予算の中で、今後やっぱり効果を、やっぱり行政効果を上げていくというのは、やはり人材育成、また職員のそういう育成だというふうに思いますので、ここがキーワードになってくるかなということも感じます。

派遣する方というのは、本当、1人か数少ない数になりますけども、しっかり勉強していただいて、今回のこの研修体制の充実で、よりよい効果が、行政効果が上がりますように、しっかり研修をしてきていただきたいというふうに思います。

今後の、非常にスピード感というか、時代の変化も激しいですので、やはりこういう研修ということが大事であるし、また、そういう方向に今回いろいろと重きを置かれているというところを評価はしたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

中段のちょっと下のところで、たしか土地借り上げ料は146万3,000円というのがあるんですが、ちょっと教えてください。

○小田総務部次長兼総務課長

中段の土地借り上げ料146万3,000円であります。これは、職員用の駐車場として、敷地の周辺に5件でございますが、43台分を確保している。全体で1,641m²でございます。

以上でございます。

○河村委員

週中、管理もしているということで、この間もちょっと、土日じゃったと思うんですが、今、下が工事やっていますので、この上段のところに市の車が、だーっと皆とめてあって、やっぱり車ようけおるのおと思いましたので、やっぱり通勤で使う人の駐車場、それから、公用車の駐車場と大変じゃろうとは思いますが、管理のほうはしっかり、事故のないようにしていただきたらと思います。

それから、先ほど庁舎のところで、47ページ、先般、私はもう、昭和五十何年、6年じゃったら、今の基準前の建物については皆だめだと、こう思っておったんですが、蒲郡に行ったときに、もう40年経過の建物が、昭和50年当時、競艇事業でお金があったか

らっちゅうんで、えらいええ建物を建てたということで、外観のタイルだけ皆きれにやりかえちゃったんですが、新品のような格好で仕上がったりするんで、やっぱり見かけだけじゃあわからんところがあるんで、早目にきちっとどうすればというのは、結論を出してもらったらと思います。

その後の防災の観点ともひっくるめてなんですが、防災の訓練もやられておると思うんですけど、万が一にそういう地震とか災害が起こったときに、今の現状でいえばここが使えないケースというのが想定されるわけですが、そういったときに、どこへどういうふうに機能を考えておられるのか。今、無線局はここへ持っておりますので、そのあたりの移動についてのどういうお考えをお持ちか。

当初から、今、こういう新しい形での防災無線をやってもうたんで、通常、市町に1つFMラジオちゅうのがあるんですね。例えば、そういうものを民間でやりたいと、あるいはNPO法人でそういったものがやりたいと、こういったときに、どういうものが、支援策ができるのかどうかについて、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

○中尾防災危機管理課長

まず、今、この庁舎がもし使えなくなったらということで、1つ目の御質問だと思いますけれども、これにつきましては、後ほど説明させていただきます業務継続のほうでも御説明をさせていただこうとは思っておるんですけども、まず、災害対策本部につきましては、消防庁舎のほうで行うということにしております。その他の業務につきましては、総合福祉センターか教育委員会等の建物において行うということにしております。

それから、防災行政無線につきましては、市役所、この庁舎、建物の中で、電気設備が生きておって、例えば、人が入れない状態でありましても、消防庁舎または大和支所からの放送は可能となっております。

それから、FMラジオを民間でとかNPO法人とかというところにつきましては、今後、研究していく方向になるのかと思いますけれども、今のところは何もございません。

○河村委員

65ページ、防災のところで、自主防災の組織支援補助金ということで120万円、あるいは防災士の育成補助金ということで、12万円ということで、要は、自主防災の組織率を上げようということなんだと思うんですが、なかなかこういうことでは上がらない、上がりにくいと思うんですが、今の、何ぼやったですか、96.4%じゃったですか、目標に対して何か、こういうふうになればというような思いはないですか。

○中尾防災危機管理課長

組織率を上昇させると、上げるということでのお尋ねでございます。

現状といたしましては、今、94.6%、117組織となっております。今後、この組織率につきましても、上がってほしいというふうには考えておりますけれども、今ここでお示しできるような方策といいますか、そのようなものは今のところ持っておりま

せん。

○河村委員

ページをめくるのがちょっと大変ですね。どこか入札がありましたよね。説明はなかったけど、金額がどこか上がっていましたよね。（「47ページ」と呼ぶ者あり）47……、入札について、12月にもちょっとお願いをしておきましたが、県がやっているような総合加点方式等についての検討はされましたか。

○林入札監理課長

県が、今、加点しておりますのは、地域貢献度を総合評価の中で見ているということだろうと思います。

まず、光市でございますが、光市は、総合評価の入札の中で、事業の実績でありますとか、貢献度を点数化して評価しております。

総合評価は、入札の価格以外にも、技術な要素を総合的に評価して落札者を決定する方式であります。設計金額5,000万円以上の工事について、工事の難易度等を考慮しながら、今は指名審議会で決定をして実施をしております。

それから以降、他の状態、全国の事例等を調査をいたしました。

山口県につきましては、先ほど申しましたけど、光市同様、総合評価による入札の中で、地域貢献度を評価しておりますが、山口県は、設計金額3,000万円以上の工事について実施をしております。光市と比べて3,000万円以上の工事が非常に多くて、年間約400件程度を実施をしております。

また、地域貢献度でいえば、下松市が入札参加申請者を、入札申請の中の項目の中で、地域貢献度を評価いたしております。これは、自治体が年度当初に決定するランクづけの中の点数に加算をしております。ランクが上がれば、当然、より金額の大きい入札に参加できますし、ランクが上位であれば入札の回数もふえるということになります。

また、全国の事例等につきましても調査をいたしました。

福岡県におきましても、下松市同様、入札参加申請書の中で、地域貢献度を評価いたしております。

また、神奈川県とか大阪府につきましては、一定の金額以上の工事の一部を地域貢献型指名競争入札として執行いたしております。地域貢献度を点数化して、評価の高い業者から指名をしているという状況でございます。

調査した限りにおきましては、総合評価を除きまして、いずれの事例も、地域貢献度の高い業者は、入札の参加につきましても有利となっておりますが、あくまでも落札者の決定につきましても、入札金額によって行っているという全国の状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

ありがとうございます。当然、落札については、低い金額がというのは当然だと思いますが、機会がふえれば、それだけそういう率もふえるということではあるんです。こ

れがというのは恐らくないんだと思うんですが、ただ、地域からすると、もし災害が起こったときには、協力してほしいと思いますし、今、クリーンをやっているときに、結構ダンプを持っている業者の方が、私のところでは大変協力をしていただいていますので、そういった意味では、市内、要は地域だけではなくて、そういう業者の方も一緒になってクリーンに取り組めるようなほうが望ましいかな。そのためのやっぱり施策を、皆一つにまとめて、みんなで協力できるような体制づくりというのが要るんだと思いますので、結構調べていただいていたから、指名せんじやったら、もったいなかったね。よろしく願いしたらと思います。

それから、65ページ、大和支所の管理運営事業です。

清掃委託料、それから宿日直についても教えてほしいんですが、もうそんなに新しい建物じゃないんで、自分で掃除をしたらどうかなと。法令上、掃除せんにゃあいけんというものであれば、やむを得んのですが、青少年ホームと一緒にですよ。最後は、清掃そのものが負担になって、やれんということになったんじゃあ、ちょっと本末転倒になるんで、これについて、もう古いから自分らでやろうやと、こういう話になるのかどうか。

それから今、宿日直については、ちょっと地域の事情があると思うんで、ちょっと説明をいただいたらと思います。

○井上大和支所住民福祉課長

まず、大和支所の清掃委託の予算計上について御説明をいたします。

現在、大和支所では、平成26年7月から29年6月にかけて、3年間の長期継続契約を結んでおります。それを踏まえまして、今年度6月まではその契約にのっとって清掃するんですが、それ以降につきましては、庁舎移転も近いことですし、委員がまさに今御指摘されたように、なるべく職員のほうで清掃をやって、経費の節減にもつなげようと業者委託をする部分を非常に絞って予算計上をしております。

それから、シルバー人材センターの宿日直の関係でございますけども、このあたり、ぼちぼち宿日直を廃止してはどうかというお話も、いろいろもらっておるところであります。現況では自動交付機というものを備えつけておりまして、現在、ひかり市民カードを使って、住民票や印鑑証明証などを、お客様が機械を使うことによって、職員の手をかりずに取得できるというサービスを続けております。

これは、午前7時30分から午後10時までということで、年に、年末年始の休みを除いてずっと利用できるという形でサービスをしております関係で、機械がうまく作動しなかった場合に、利用可能性時間中の常時の監視が必要なこと、また、いざ故障に見舞われた場合には宿直担当から職員に通報していただいて、機械の復旧や手数料の返還業務を行っております。

以上です。

○河村委員

わかりました。

○山田大和支所長

宿日直の内容につきましては、今の自動交付機ももちろんでございますけれども、大和地域の小学校体育館、中学校体育館、3館の鍵の管理、ほかにも戸籍の届け出の受け付け、市民の方、地域の方からのお電話、休日でもお電話がある場合もございます。そういった地域の方の、いわゆる安心感のために、今まで宿日直予算をいただいて設置しておりました。

自動交付機に関しまして廃止がされれば、そういった時期にも宿日直を廃止するということも、当然考えるべきだと考えております。

以上でございます。

○河村委員

決して廃止してほしいからという話をしたわけじゃあないんです。ちょっと実情をお尋ねをして、もう合併してから12年になるわけですが、いろんな事柄をひっくるめて、まだまだ行政の恩恵にあずかされていないというような気持ち、区別というようなものを何か感じておられる方もたくさんいらっしゃいますので、そういった意味合いでは、サービスを低下をすることは極力避けたほうが、私はええと思っておりますので、そういうことはよく地域の中で検討していただいたらと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告

①光市業務継続計画（案）

説 明：中尾防災危機管理課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

ちょっとよう今のだけじゃあ、理解できないんですが、大河内断層で6強の地震の可能性があるということは理解ができました。

3時間以内に集まると、こういう話になるんですが、当然、本部としたら市長以下の本部長はあるんでしょうが、その指揮をとるのは何、誰、いろんな資料等を含めて。

○中尾防災危機管理課長

指揮をとるとのことでのお尋ねでございますが、指揮につきましては、本部長となります。

○河村委員

裏方で準備をする。それは、何をどうしようと思うたって、ある程度物がなければ行動することができないんで、例えば、今の防災危機管理課長さんが、そういった役目を負うのかというのは、3時間というと言われるんですが、実際にはもう1時間以内にその態勢をつくって、連絡体制とか確認ができるようなことでないとぐあいが悪いんで、私は、公助とこういう話をするとき、やはりそういう災害の担当課長に、部長でもええんですよ。なったときには、アパートなりと借家なりと、駆けつけができるほどの、せめて2km以内に住むような。申しわけないね、24時間、365日じゃから、かわいそうな気がするけれども、何かそういうなったときには、やっぱり1年、2年ちゅうのは、そういう中でやっていかんと、市民の安心というのが、何かたもてんような気がせんでもないんですが、どんなですか。

○小田総務部次長兼総務課長

委員仰せのように、やはり通常の災害であれば、これは、今回のお示しをした業務継続計画につきましては、前提が極めて大規模な地震が起きた場合を想定して、例えば、先ほどの5ページでございますが、人的被害も死者が60名というような、非常に大きい地震を想定しております。

11ページのほうに、今御指摘のありました参集予測の考え方をお示しもしておりますが、これも、国の業務継続計画策定指針の中に含まれた、いわゆる大規模地震が起きた場合には、急いで来ても時速3kmでしか到達ができないという予測の上で、この防災本部の基本となる防災危機管理課においても、2名しか参集できない。

このうち、具体的に申し上げますと、一番上を見ていただくと、本人及び家族の死傷被災のため、15%しか参集できないと、こういう前提のもと、これに当てはめて、今の職員配備体制を当てはめて整理をしたものでございます。

話をもとに戻しますと、委員御指摘のように、やはり職員のほうを、災害時等も想定した配置をとという御提言はいただいておりますし、内部でもそういう議論はしておりますが、やはり職員の人材配置につきましては、適性とか経験年数等に応じて整理をしておりますので、今後はそういうことも踏まえながら、一定の検討はしたいと思っておりますが、当面は個々の職員が参集できなくても対応できるように。

例えば、総務部であれば、部の中での補完態勢を今回の計画によって、何をしなければいけないのか、これをまず明らかにすると。その時々によって、少し長くなって申しわけございませんが、その時々によって、やることが当然変わってまいります。

例えば、これ、庁内でもけんけんがくがくの議論をしておりますが、例えば、支所において参集できない場合はどうするのかと。そうなれば、支所に近い職員が参集すると。こういうことも想定して、この計画をもとに、今後、具体的な職員体制も含めて検討してまいりますこととしております。

以上でございます。

○河村委員

済いません、わかりました。

これ、業務継続ですから、庁内の話ということになるわけですが、やっぱり公助の部分、それに周辺部分の考え方を早目にまとめていただいて、お示しをいただくことが重要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○田邊委員

済いません、光市業務継続計画についてちょっとお聞きしたいんですが、この計画自体は、先ほど職員に周知してやっていくというお話があったんで、ちょっとそのあたりについて、計画がどのように扱われているのか、もう一度御説明いただけたらと思ひます。

○中尾防災危機管理課長

まず、職員への周知徹底ということがありますので、職員に対してこの研修なり何なりをしていかなければならないというふうには考えております。

今後につきましては、庁内の掲示版等にこれを上げて、職員に確認させるというようなこともしていきたいと考えております。

○小田総務部次長兼総務課長

先ほど申し上げましたように、これは、我々が有事に対して即応する計画での基本となります。ですから、この計画を作成するに当たりまして、全職員がこれの、個々の業務についての洗い出しを経た上で、2月1日に政策調整会議、庁議にかわる会議であります。この会議で、市長以下全部長が集まりまして、協議をした上で、見直しを含めて作成をしております。そういうことからいたしましても、部長等も含めて十分に意識があると認識をしております。

ただ、そうは言ひましても、具体的な行動計画については、それぞれ所管においてさらに検討を加える必要がありますので、新年度に入りましてから、課長を中心にまず研修を行い、それぞれの段階において、さらなる周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。